

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

I. 経法学部の設置の趣旨及び必要性	1
1. 基本理念	
2. 目的	
3. 設置の背景・必要性	
(1) 背景	
(2) 新学部設置の必要性	
4. 信州大学に設置する意義	
(1) 研究活動との関連	
(2) 全学との関連	
(3) 地域との関連	
5. 経法学部のディプロマ・ポリシー (DP)	
II. 学部・学科の特色	7
1. 専門領域の体系的教育プログラム	
2. 社会的課題に対応した学際的教育	
3. 社会的課題に直結した実践的教育	
III. 学部・学科等の名称及び学位の名称	9
1. 学部及び学科の名称	
2. 学位の名称	
IV. 教育課程の編成の考え方及び特色	10
1. 応用経済学科	
(1) 教育課程編成の考え方	
(2) 教育課程編成の特色	
(3) コースの特色と人材養成目標	
2. 総合法律学科	
(1) 教育課程編成の考え方	
(2) 教育課程編成の特色	
(3) コースの特色と人材養成目標	
3. カリキュラム・ポリシー (CP)	
V. 教員組織の編成の考え方及び特色	16
1. 応用経済学科	
2. 総合法律学科	

VI. 教育方法，履修指導方法及び卒業要件	17
1. 教育方法，履修指導方法の特徴	
2. 進級・卒業要件	
(1) 応用経済学科	
(2) 総合法律学科	
VII. 施設，設備等の整備計画	19
1. 校地，運動場の整備計画	
2. 校舎等施設の整備計画	
3. 図書等の資料及び図書館の整備計画	
(1) 図書資料の整備計画について	
(2) 中央図書館の再開発事業について	
VIII. 入学者選抜の概要	21
1. アドミッション・ポリシー	
2. 選抜方法	
(1) 一般入試（前期日程）	
(2) 一般入試（後期日程）	
(3) 推薦入試	
(4) 私費外国人留学生入試	
3. 学科の変更	
4. 編入学定員の設定	
IX. 実践系科目の具体的計画	25
1. 応用経済学科	
(1) 実践教育科目の実施内容	
(2) フィールドワーク受入れ先の確保	
(3) 成績の評価	
2. 総合法律学科	
(1) 法務実習科目の実施内容	
(2) 受入れ先の確保	
(3) 成績の評価	
X. 編入学定員を設定する場合の具体的計画	26
1. 既修得単位の認定方法	
2. 履修指導方法	
3. 教育上の配慮等	

X I . 管理運営	27
1. 学長のリーダーシップに基づく学部ガバナンス	
2. 社会科学系教授会議及び学部教授会	
3. 副学部長及び常置委員会	
4. 人事給与システム	
X II . 自己点検評価	28
X III . 情報の公表	28
X IV . 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組 (FD)	29
1. 信州大学の取組	
2. 経法学部の取組	
X V . 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	30
1. 教育課程内の取組	
(1) インターンシップ・ボランティア	
(2) 高年次での英語教育	
2. 教育課程外の取組	
3. 適切な体制の整備	

I. 経法学部の設置の趣旨及び必要性

1. 基本理念

信州大学は、既設の経済学部(経済学科と経済システム法学科の2学科編成)を廃止して、新たに経法学部(応用経済学科と総合法律学科の2学科編成)を設置し、応用経済学科から学士(経済学)、総合法律学科からは新たに学士(法学)を授与する。

既設の経済学部では、上記2つの学科において経済学と法学の教育を実施してきた。そこにおいては、個人、企業、国家といった利害が錯綜する複数の主体間の相互作用を明示的に分析に取り入れ、社会を改善するために社会の仕組みやルールを設計するという社会科学の基本に基づき、経済学及び法学領域の各々で、制度設計の視点から政策の提案や運営に、研究・教育の両面で貢献することを学部の理念として掲げ、さまざまな工夫を施してきた。

既設学部設置から37年を経て、学部教員構成も大学を取り巻く社会環境も大きく変わってきた。社会科学の教育を受けてきた人材へは、近年の社会情勢の急速で大幅な変化を受けて、自ら考え事態を打開できる能力が以前にも増して要求される傾向にある。社会がより複雑化・細分化される中、人々の利害関係は複雑化・重層化し、社会の仕組みを形作る制度や政策にきしみが生じやすくなる。既存の制度や政策を客観的に評価した上でいかに再構築するかを考える際に、経済学教育の果たす役割は以前より重要度が高まっている。一方で、複雑性を増す社会で生じやすくなる利害対立を未然に防ぐため、特に法廷外の法務が果たす役割の高まりは顕著で、学部における法学教育を受けた人材へのニーズには以下の3(1)②に記述するような質的变化が生じている。他方、既設の経済学部では、気鋭の研究者を集めるなど研究・教育の人的資源への投資を含めた再整備を進めてきており、これまで研究・教育の改善のための取組も重ねてきたところだが、上記の社会的ニーズの変化と高まりに応じて、新たな教育体制の再整備へさらに意欲的な取組が可能となってきた。また、信州大学は近年、学長の強いリーダーシップのもとで、大学全体の強みである理系を中心に先鋭的な研究を発展させると同時に、これまで以上に理系学部間の連携や理系学部と文系学部の協力関係の構築を模索し、教育体制の再構築を視野に入れた全学的な改革にいち早く着手してきた。

本学部は、こうした信州大学全体の流れの中で、信州大学の強みと特色を活かし、大学から社会への出口を見据えた特色ある教育プログラムを設計することで、これまで本学が長野県や甲信越地域で果たしてきた社会的役割を一層強化、促進する組織として構築される。

2. 目的

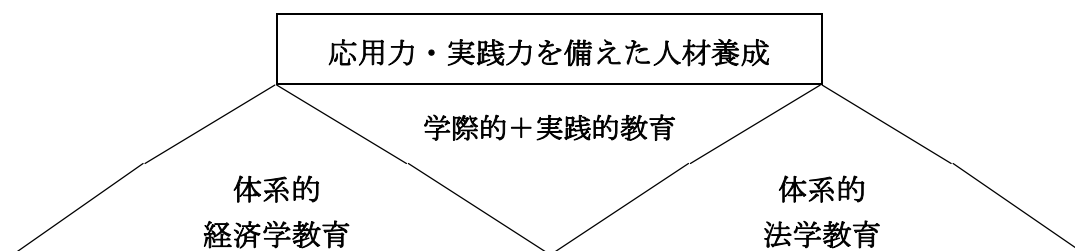
本学部の目的は、前項で見た質的な変化を伴った社会のニーズに対応できる人材を養成するために、社会科学の専門性を具体的な「スキル」として学生が把握して身につけることができるような、新しい教育プログラムを構築することにある。

本学部では、社会のニーズに応えられる社会科学の素養を持つ人材を、以下のように捉える。多様性と複雑性を特徴とする社会の課題現場では、社会科学の専門知識に加えて、関連する自然科学の知識や理解力が必要とされている。社会からは、専門教育で培われた分析技術と論理性を支えとする課題発見・課題解決の能力を備え、理系の専門家と協力しながら多様で複雑な課題解決に取り組むことができる、新しいタイプの社会科学を身につけた者が求

められ始めている。このような人材は、体系的な専門知識や数理的な分析能力など「学士力」を構成する汎用性の高い能力を備えた上で、それを社会の課題現場で使いこなして解決に活かす応用・実践的な能力を備えていることが必要である。

こうした人材を養成するために、本学部では、①体系的な社会科学の専門教育、②社会的課題に対応した学際的教育、③課題直結の実践的教育の3つの柱からなる特徴的な教育課程を構築する。（下の概念図を参照）

また、応用・実践的な能力を涵養するために、本学部では、社会の課題現場に対応したコース制を各学科に設ける。それぞれのコースでは、課題に見合った専門知識の応用のしかたを学び、分析手法の実践や、隣接領域科学や理系の専門家と協力しながら課題解決にいたるプロセスを体験学習する。



3. 設置の背景・必要性

既存の経済学部は、1978年（昭和53年）の設置当初から、社会と大学の連携を強く意識したカリキュラムの構築に取り組んできた。しかし、大学や学部をとりまく情勢は近年大きく変化し、それに応える人材（前項2に記載）を養成するには、応用力・実践力に力点をおいた教育課程の再編が必要と判断するに至った。その背景と必要性を以下にまとめた。

（1）背景

教育課程の再編を必要とする社会情勢の端的な表れは、グローバル企業が世界市場を席卷し、資本や労働力が国境を越えて移動するグローバル化の急激な進行である。国内企業は厳しい国際競争を乗り越えていくことが求められ、国際経済の浮沈から直接影響を受けるようになった地域経済は、域内経済を範疇とする情勢判断だけでは太刀打ちできない状況下に置かれることになった。他方国内では、急激な少子化と高齢化が同時進行するなかで、地域社会により効率的な運営が求められるようになり、住民参加を前提とする官民協働の行政運営が標準化され、国家主導から自治体主導の地方行政へとベクトルの転換が生じた。

このような変貌の中で、社会が抱える課題は多様性と複雑性を増してきており、社会が求める社会科学系人材の能力も多様化、複雑化しつつある。この中で、価値観の多様性を所与としながら、紛争対立を未然に防ぎ、合理的な判断に基づいてよりよい社会を設計・運営する方法を探究するために、主体的、能動的に対応できる能力・資質を備えた人材を養成することは、社会科学系学部の社会に対する重要な責務と考える。そして、近年、社会科学において多様性と複雑性を特徴とする現代社会の課題を取り扱う方法的進化が生じたことも、社会科学における研究・教育の両面に大きな変化をもたらした。

①経済学領域

近年の経済学領域の方法的進化は、第1に、政策効果の量的測定と評価を可能とする経済学的な定量定性分析の開発と普及である。少子高齢化を背景とする厳しい財政制約の下で、政策の効率性に関する評価手段への行政からのニーズが高まる中、数理的分析手法の発展により、地方や国家レベルの財政や医療といった政策についても、以前より分析の範囲や精度を上げることができるようになった。第2に、膨大なデータを処理するための統計学や計量経済学の発展によって、マクロ、ミクロの分野を問わず、実証研究の多くが個人や企業の詳細かつ大量のマイクロデータに基づいて進めることが可能となったことである。これによって、実証研究の精度が高まり、より現実社会に即した経済分析が可能となった。第3に、実験経済学の発達によって、経済学分野に実験手法が導入されることで人間の意思決定における微細なデータまで解析できるようになったことがある。

このような経済学領域の方法的進化は、データ分析に裏打ちされた経済理論の適用範囲の拡大をもたらすことになり、教育課程にもこの進化を反映させる必要性が高まった。

②法学領域

近年の法学領域においても問題解決に用いられる手法に変化が見られてきている。その最も大きい特色は、他領域との連携（学際性）にある。多様性と複雑性を帯びた現代社会の課題は、環境問題を例にとれば明らかな通り、法学領域内だけですべてを解決することが難しくなっている。そのため法学においては、現代社会の問題に対する理工学的分析や人々の意思決定における経済学の研究成果の活用など、課題解決に向けた手法として学際性を内包した方法論が求められている。

また求められる人材像の変化は、企業や行政におけるコンプライアンスの意識の高まりや、紛争を未然に防ぐ取り組みが主流化するなかで、企業や行政の組織内業務における法務の重要性が増してきていることにみられる。現代社会では、価値観が多様化するなかで、個人と企業の間、個人と行政の間で紛争が生じるリスクが高まっており、こうした紛争を未然に防止し、紛争が生じても早期解決に導く実践的な方法が強く求められているのである。

こうした法学領域の課題解決手法の変化や社会的要請をふまえると、企業や行政の組織内において法務を担う人材には、学際的知見から課題を総合的に分析し、法理論を実践する能力が必要である。法科大学院制度が始まった現在の学部教育では、法曹と連携して紛争を解決できる人材、企業や行政の組織内において法の適用などの法務を担う人材の育成が求められているといえる。

(2) 新学部設置の必要性

現代社会の課題解決に貢献できる人材を育成するためには、第1に、方法的進化を遂げ、新たに作り替えられた社会の判断規準や認識枠組みにあわせて社会科学を体系的・専門的に学ぶ教育課程を用意する必要がある。第2に、現代社会が抱える課題から学び、その解決に向けた応用的、総合的な実践の技術を修得する機会を教育課程に組み込んで、知識教育と実践的教育の双方をバランスよく備えるよう教育課程の再編が必要となる。第3に、課題解決の現場は、専門的な知識を集積した協働解決のアプローチが必要となる。そのため、隣接領域や理系との連携は今後欠かせない。専門分化された教育課程に留まらない、理系学部の協

力を得た教育課程の再編成が必要となる。

4. 信州大学に設置する意義

本学部は、地域社会の要請と信州大学の研究教育資源に鑑みて、現代社会の課題から「リスク」「医療・健康」「環境」の3つキーワードに注目した。それぞれの課題の発生現場のニーズに応えることが可能な教育課程が必要であるとの認識の下に、経済学や法学の専門的な知の体系教育に加えて、その専門知を社会の課題現場で活かすための学際的教育と実践的教育を新たに実施する。

新しい社会科学を学んだ経済学士ならびに法学士は、長野県ならびに甲信越地域の社会的ニーズを反映した社会科学系人材であり、それを可能とする教育課程の再編は当該地域に対する信州大学の果たすべき役割のひとつである。

以上の視点に基づいて新しい教育課程として再編される社会科学の学部を、信州大学に設置する意義として、以下の3点を挙げる。

(1) 研究活動との関連

平成25（2013）年度に実施したミッションの再定義でも、学部教育の新たな目的として「間接又は直接に社会制度や政策の構築に関与する立場として求められる能力、企業等におけるビジネスパーソンとして求められる能力、社会人に求められるジェネリックスキルを有し、広く社会で活躍できる人材の養成」が挙げられ、そのためには、日本学術会議が策定する分野別参照基準等を踏まえてカリキュラムを見直すこと、そして社会で求められる専門知識を獲得できる教育プログラムを構築することが対応として求められている。

一方、教員スタッフの研究領域は経済学及び法学のコア領域をカバーし、理論研究に加えて、経済学では統計的・実証的研究に強みがあり、法学では比較法研究・実務研究に強みがある。このような学部内の人的資源を考慮すれば、本学部で経済学及び法学の伝統的な意味で体系だった専門教育を行えるばかりでなく、経済学ではデータに基づき、法学では具体的な事実に基づいて、課題の山積する社会で実践的に活躍できる能力を育成することにも適している。

(2) 全学との関連

本学部における専門教育の実践性をより高める工夫として、リスク、医療・健康、環境といった新教育プログラムの対象である社会的課題に対して、他領域からのアプローチに接する科目を展開する。これによって広い視野と柔軟な思考力を育成するとともに、学生が専門性を客観視することで専門の理解を深める狙いである。

信州大学は、学長のリーダーシップの下に、全学的改革のひとつとして研究・教育における文理連携に着手してきた。たとえば、信州大学は、「革新的イノベーション創出プログラム（COI STREAM）」がアクアイノベーション拠点に採択されるなど、質の高い理工学系の研究が進んでいるとともに、社会技術研究開発センター（RISTEX）のプロジェクトを通じて、理工学系の研究と法学研究の連携が行われつつある。

このような全学的環境の下で、本学部における他領域科目の展開が可能になる。先に挙げた社会的課題のキーワードのうち、リスクについては主に数理統計学的観点から理学部と、

医療・健康については医学部と、環境については理学部、農学部、教育学部及び工学部との連携体制を構築し、新教育プログラムの稼働環境を整備した。

(3) 地域との関連

信州大学は、その理念のなかで「自然環境の保全、人々の福祉向上、産業の育成と活性化に奉仕」することを謳っている。この大学の理念にも明確に表現されているように、長野県は環境保全、医療福祉、企業活動の面でそれぞれに注目すべき特色を持っている。信州大学はこうした地域特性に貢献すべく努めており、その実績は高く評価されてきた。

既設学部も地域貢献努力を続けてきたところだが、社会科学系の学部が貢献できるのは県内外の産業界に限らない。たとえば、水資源等の県内また他県にまたがる自然環境インフラに関する問題も、1企業あるいは1技術の問題ではなく、経済的・法的仕組みの構築によって解決できる部分が多い。既設学部は既に、県内外の経営者組織、長野県や松本市をはじめとする行政、あるいは社会協議会等の福祉団体、また裁判所、検察庁、弁護士会、税務署、税理士会等と密接な協力関係を築いてきた。また、長野県には信州大学医学部を核とする医療ネットワークが確立しており、信州大学内にある信州地域技術メディカル展開センターに代表される医療機器等の技術開発をベースとするヘルスケア地域産業と信州大学とのネットワークも存在する。

以上のように、長野県自身が現代的な社会的課題を抱え、それに積極的に取り組んでいる。そこに地域と信州大学との実効的なネットワークが存在するという環境は、社会科学の恰好なフィールドとして良質で詳細なデータ採取が可能であることを意味し、また豊富な実践的学習の場でもある。信州の立地は、本学部における新教育プログラムを展開する舞台としてまさに適しているといえる。

また、「地方創生」の視点からの意義も無視できない。長野県の県民人口は21世紀に入った頃から減少に転じたが、その要因には人口の自然減少だけでなく、人口の社会減少が寄与するところが多い。そして、こうした人口の社会減少の大部分は若年者の大学進学時期に発生することが明らかになっている。しかし、県内の主だった高校に対する聞き取り調査からは、多くの生徒が県内唯一の国立大学である信州大学を目指している実態が明らかになった。こうした若者を地域の社会と産業に貢献できる人材に育てる役割を果たすことは、地元の大学として成し得る最大の地域貢献であるばかりでなく、特に、県内で初となる法学士を授与する学部の設置は、若者の県外流出に歯止めをかけることとなり、地域創生の観点から多大な貢献が期待できるものである。さらに、学生が社会の問題に具体的に関わることを通じて社会と大学がより密接に連携し、長期的視点に立った人材育成が可能になるとすれば、それは地域社会のみならず社会全体の活力を確実に上げることになる。これによって、知の集積拠点としてだけでなく人材育成の拠点としての大学の役割が、再確認される。

5. 経法学部のディプロマ・ポリシー (DP)

【学部共通のディプロマ・ポリシー】

信州大学経法学部は、次の能力を身につけた学生に対して、各学科のディプロマ・ポリシーに従い、学位を授与する。

- ①現代社会が抱える課題に対して、社会科学の専門性を軸足とする解決方法を提案し、自然科学と協働しながら課題解決に導く力を身につける。
- ②経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。
- ③社会資源の制約のなかで解決方法を創り出す能力、多様な価値観の中で対立を回避する危機管理能力を応用力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。

【応用経済学科のディプロマ・ポリシー】

応用経済学科では、経済学が提供する社会現象・企業行動等に関する理論を基にして、論理的に様々な問題への対応策を検討できる人材を育成する。経済学的考え方の特徴は、目の前の問題に対する直接的な解決策を考えるだけでなく、一つの解決策が周辺に及ぼす波及効果・副作用までも含めて検討できることにある。一つの問題解決策の実施は、問題に関連する人々のインセンティブ（一種の利害関係）を変化させるため、全体としての関係当事者の行動を変えてしまい、予期せぬ副作用を引き起こす恐れがあるからである。現状を客観的に正しく認識するために、各種データを用いた実証分析や社会調査を行う能力を身につけることを必須とする。こうした能力は、行政現場での政策策定及び効果の検証だけでなく、企業経営や組織運営における経営・運営判断や、結果の検証にも、大きく貢献できる。

応用経済学科は、次の能力を身につけた学生に対して、学士（経済学）を授与する。

- ①専門領域での基礎知識として、経済学に基づく論理的思考法及び統計的分析手法を身につける。そして、経済理論の応用分野として、リスク評価、公共政策、法の経済分析をテーマとする3つの専門コースで、専門知識を具体的な問題解決に実践する力を身につける。
- ②専門知識を応用・実践する力として、計量的分析手法によるデータ解析を用いたリスクの定量的評価、実験経済学による社会制度の機能の検証、医療や福祉の現場における社会調査の手法を実践した地域の問題発掘、法の経済分析を通じた法制度の効果・影響の検証、などのスキルを習得し、経済の実情に即した政策提言、あるいは企業行動の決定を行うことができる能力を身につける。
- ③環境問題、少子高齢化、自然・経済リスクの管理、コーポレート・ガバナンス等の法制度がかかわる問題などについて、現実に解決を探る際には、法学、さらには、理学・工学・医学等の関連領域との協力が必要となる。このために、関連する分野の考え方を正しく理解して経済学的分析手法との相違を把握し、経済学の知見を、柔軟にまた建設的に応用できる能力を身につける。

【総合法律学科のディプロマ・ポリシー】

総合法律学科では、現代社会における複雑化した諸問題に対して、経済学や理工学などの他の学際分野の総合的な理解を背景に法的な解決策や予防策を企画・立案・実行できる人材を育成する。

実践的に法理論を使いこなすためには、基礎的なリーガルマインドの習得が求められるほか、理論の実践場面たる実務においてリーガルマインドを実際に運用できる実践力の習得が求められる。また現代社会の具体的な諸問題は、種々の事情が複雑に絡み合って生じるものが多く、より緻密に事案を分析し解決策を提示するには、法学以外の学際分野における思考方法（問題へのアプローチの方法等）についても総合的な理解を示すことのできる能力が必要である。

総合法律学科では、次の能力を身につけた学生に対して、学士（法学）を授与する。

①法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。

②環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。

③行政や企業などの法務の現場で、法学の基礎理論がどのように機能しているかを理解した上で、実際に法的な問題点を見つけ出し、分析し、法令の正しい理解に基づいて、基準の適用、書類の作成、ルール設計などを行うことで、法的な解決策や予防策を実践的に企画・立案・実行できる能力を身につける。

II. 学部・学科の特色

本学部における新教育プログラムは、経済学と法学の2つの学科の下に、体系的な専門知識の教育に加え、専門性を現場で具体的に活かすための、学際的教育と実践的教育の3つの柱で構成される。言い換えれば、汎用性の高い専門領域の基礎理論教育に、できるだけ具体性の伴った応用分析能力を養成する仕掛けが必要なのである。そのため、現代社会の諸課題をリスク、医療・健康、環境のキーワードに集約し、社会の仕組みや制度を設計・運営する視点から経済学と法学の連携を見据え、応用経済学科に「リスク分析コース」、「公共経済コース」、「法と企業の経済分析コース」の3コースを、総合法律学科に「環境法務コース」、「経済・企業法務コース」、「都市・行政法務コース」の3コースを設ける。

現代的課題に対応したコース別プログラムを用意することの効果としては、学生にとって専門知識を実態的なものとして理解できるメリットに加え、修得した能力を社会人として現場で発揮する姿を学生がイメージしやすくなり、卒業後を意識した計画的な履修を促す点を挙げることができる。

1. 専門領域の体系的教育プログラム

応用経済学科・総合法律学科における専門教育プログラムは、基礎的学習範囲と発展的学習範囲の2つのステージに明確に区分けされ、体系性を実感できる工夫が施されている。加えて、第1ステージを経た後、各自の問題意識に応じて、第2ステージであるコース別プロ

グラムに移行するデザインにより、従来のカリキュラムより基礎科目と発展科目との対応が明確化し、一段と重層的な専門教育が実現される。

2. 社会的課題に対応した学際的教育

本学部における学際的教育の特徴は、第2ステージの発展科目の展開の中に他領域科目を位置づけたところにある。その革新性は次の2点に集約される。第1は、各コースのターゲットである社会的課題に対応して、社会科学の専門知見を応用することを前提とした学際的教育である点。第2は、それを本学部内の他学科、及び信州大学の他学部との連携によって実現させる点である。これにより、学生に多角的な視点を持つ意味やそれを専門性に結び付ける方法を、応用の現場に沿って教育できる効果が期待される。

応用経済学科及び総合法律学科の各々における学際的教育の仕掛けは、下の表のようにまとめることができる。

学科名	連携先	代表的科目	主なコース
応用経済学科	理学部	生保数理，確率論基礎など	リスク分析コース
	医学部	医療社会学など	公共経済コース
	総合法律学科	憲法，行政法，労働法など	3コース全て
総合法律学科	理学部・農学部 ・教育学部	環境理学概論など	環境法務コース
	工学部	テクノロジー概論など	全ての法務コース
	応用経済学科	統計学Ⅰ，計量経済学など	全ての法務コース

3. 社会的課題に直結した実践的教育

本学部における実践的教育の特徴は、従来からある演習科目に加え、第2ステージの発展科目展開の中に、社会的課題に直結したアクティブ・ラーニング手法を多用した実践系科目として、「実践教育科目」を応用経済学科に、「法務実習科目」を総合法律学科に複数用意したところにある。

応用経済学科の「実践教育科目」は理論と現場の結びつきを学生に理解させ、専門性の応用手法を技術として体得させることを目的とする。そのため、理論に基づく問題設定や仮説形成のための事前準備と実習後の分析指導にも多くの時間を割く必要から、実習科目ではなく演習科目として位置づける。なお、「実践教育科目」は、その教育重点が分析スキル獲得にあることを学生に明示し、その中から少なくとも1科目の単位取得を卒業要件とすると同時に、履修における準備作業や課題作業に対する心構えを促すために、第2ステージにおける他のコース専門科目（下表参照）とは別に科目群として設定した。

総合法律学科の「法務実習科目」は、実践する理論を明確に意識して実習に臨み、社会で

求められる実践力を効果的に身につけることを目的とする。これらの科目は、分析・実践技術を体得した、新しいタイプの社会科学系人材を世に輩出する今までにない試みだといえる。

(応用経済学科の「実践教育科目」および総合法律学科の「法務実習科目」については、IXの項を参照されたい。)

上記の経法学部の編成の大枠は、次の表で示すことができる。

	学科	第1ステージ	第2ステージ	
			コース専門科目 (専門+学際)	実践系科目
経法学部	応用経済学科	経済学基礎科目	リスク分析コース	実践教育科目
			公共経済コース	
			法と企業の経済分析コース	
	総合法律学科	法律基礎科目	環境法務コース	法務実習科目
			経済・企業法務コース	
			都市・行政法務コース	

III. 学部・学科等の名称及び学位の名称

1. 学部及び学科の名称

【経法学部 Faculty of Economics and Law】

本学部は、経済学と法学それぞれの確固たる専門教育を2軸に、社会の現代的課題に応えるための工夫として、課題に直結したコース設定の下に、対応する他分野領域に渡る学際的教育と、実践的教育を実施することを特徴とする。2学科を擁することを反映させて経法学部の名称を **Faculty of Economics and Law** とする。

この新教育プログラムにおける実践的教育の新規性は、社会科学の専門性のうち現場に適用できる「技術」として再定義できる部分を、伝統的な講義科目に加えて配置する実践系科目群によって明示化した点にある。経済学分野についての「技術」はデータ採取・加工及びデータ分析手法のデータによる理論検証手法の獲得であり、法学分野についての「技術」は実際の法務の手法とリーガルマインドの実践手法の獲得である。さらに、理論や技術の応用実地の場を提供する実践系科目も用意する。また、実践系科目と並行して自然科学分野にわたる学際系科目を専門科目として履修し、具体的な理論や技術の応用の立場から学際的教育を実質化する仕組みである。このように、これまでになくスキルベースの経済学あるいは法学を専門とする大卒社会人を養成し社会に輩出する画期的な試みである。

【応用経済学科 Department of Applied Economics】

【総合法律学科 Department of Law】

経済学分野の学科名称は、社会的課題解決のための応用分野に比重が置かれることを表して、応用経済学科(Department of Applied Economics)とする。法学分野の学科名称は、体系的な法学を軸足にしながら、その他の幅広い総合的な学際領域をも視野に入れて、教育を行うことを表して、総合法律学科(Department of Law)とする。

2. 学位の名称

【学士（経済学） Bachelor of Economics】

【学士（法学） Bachelor of Law】

本学部の教育課程は、経済学と法学を2つの専門分野を軸足とする2学科を置き、各学科で体系的な専門教育を行う。いずれも学際的教育や実践的教育という特色を兼ね備えるが、軸足を形成する中心的な学問域は、経済学と法学である。そこで、応用経済学科の学位は学士（経済学）、総合法律学科の学位は学士（法学）とする。

IV. 教育課程の編成の考え方及び特色

本学部の新教育体制を支える3つの柱（①専門領域の体系的教育プログラム、②社会的課題に対応した学際的教育、③社会的課題に直結した実践的教育（「Ⅱ. 学部・学科の特色」を参照））を効果的に結びつけるために、次のように教育課程を編成する。①に関して、専門領域の授業科目を、基礎的内容を扱う基礎科目と発展的内容を扱う発展科目のうち初歩的応用を扱う科目によって構成される第1ステージと、より高次の発展科目により構成される第2ステージに分ける。学生は原則として1年次から2年次にかけて第1ステージの履修を進め、要件を満たした学生のみが3年次に進級でき、2つの学科ごとに用意された3つのコースのいずれかに属して、第2ステージの科目を履修する。各学科の第2ステージでは、第1ステージで学習した基礎的知識及び分析手法を、各コースが設定する社会的課題に応用するための科目を中心に展開する。

その上で、専門性を深めるために、各コースに関連の深い自然科学分野の科目、あるいは本学部内の他学科の科目を第2ステージに配置し、②を専門教育と結合させ建設的な教育効果を狙う。そして、③の効果を高めるために、第2ステージでアクティブ・ラーニングの手法を用いた「実践教育科目」・「法務実習科目」（「Ⅱ. 学部・学科の特色」の3項及びIX「実践系科目の具体的計画」を参照）群を展開する。

これに加えて、ボランティアやインターンシップ、ビジネス英語などの科目で構成される「キャリア・デベロップメント科目」群を用意し、卒業後に必要な社会的資質を養成する。

本学部の新教育体制が狙う効果には2つある。第1は、2段階ステージを明確化することにより、学生が体系性を認識しやすく、計画的な履修が可能になる点である。第2には、社会的課題に対応するコース制の下で、具体的な専門知識の応用を学習することにより、卒業後の進路をイメージしやすく、学習のモチベーションが上がる点が期待される点である。

1. 応用経済学科

(1) 教育課程編成の考え方

ア) 第1ステージの編成

「経済学基礎科目」群が第1ステージを構成する。1年次に「統計学Ⅰ」や「経済数学A・B」を配置して、数量的理解力の土台を作り、1年後期から2年前期にかけて「マクロ経済学Ⅰ」、「ミクロ経済学Ⅰ」や「統計学Ⅱ」といった導入的科目を配置する。これらを基幹科目に位置付け必修とし、これ以降の専門学習の足場とする。2年前期から、「産業組織」、「金融論A・B」、「国際経済学」や「環境経済学Ⅰ」といった、基幹科目から発展科目への最初のステップに位置する科目や「経営学」や「簿記・会計入門」などの科目を展開し、3年次以降に用意されている第2ステージの応用・実践科目の履修に備える。

イ) 第2ステージの編成

学生は3年次から4年次にかけて第2ステージを履修する。学生は3年次に3つのコースに分かれ、第1ステージで学習した基礎的専門知識や分析手法を応用するための発展科目を履修する。その中で、「コース専門科目Ⅰ」はコースのテーマに直結した応用・発展的科目の科目群で、各コースのコアに位置する科目が配置されている。各コースにおける専門科目中の必修科目は「コース専門科目Ⅰ」群内にあり、その必修科目を含む一定単位数をこの群から選択して履修し単位を取得することが卒業要件となっており（「VI. 教育方法、履修市場方法及び卒業要件」の「2. 進級・卒業要件」の項を参照）、各コースに属した学生は「コース専門科目Ⅰ」を重点的に履修することを要求される。また、コースのテーマには直結していないが、関連性のある領域や同様の手法で分析が可能な領域の応用・発展的科目、及び専門的応用力を身につけるために履修が望ましい科目は「コース専門科目Ⅱ」に分類される。

「リスク分析コース」の「コース専門科目Ⅰ」に属する代表的科目は、「ファイナンス理論」、「数理統計学」、「生保数理」などである。「公共経済コース」では、「医療経済学」、「社会政策論」や「地方財政」などが該当する。「法と企業の経済分析コース」では、「法と経済学Ⅰ」、「独占禁止法の経済学」や「環境経済学Ⅱ」などが該当する。

各コースを特色づける学際科目は「コース専門科目Ⅰ」に、他のコースに関連する学際系科目は「コース専門科目Ⅱ」に配置する。

実践系科目は、その教育内容の実践性を明示するためにコース共通の「実践教育科目」群に分類する。この科目群に属する科目の履修目的は、必要な分析スキルを身に着けることである。そのため、学生が自分の所属するコースに対応する「コース専門科目Ⅰ」に関連が深い科目から優先的に選択するよう、強く履修指導を行い学習効果の実質化を図る。例えば「リスク分析コース」に属する学生は、「計量分析」や「行動・実験経済学」を、「公共経済コース」に属する学生は、「地域包括ケアシステム論」や「計量分析」ないしは「地域調査法」を、「法と企業の経済分析コース」に属する学生は、「経済規制の実務」や「行動・実験経済学」、「会計事例」等を優先的に履修するよう、3年次コース選択の際に強く指導する。

(2) 教育課程編成の特色

応用経済学科の特色は、その第2ステージにおける専門教育にある。そこでは、企業活動や公共団体による経済的・社会的リスクに対する「リスク分析・対応」と、包括医療や福祉などに関する「公共経済分析」を、現代的課題の中でも重要性が高い経済学の応用テーマとして選択し、「法による制度運営の経済学的分析」のテーマを加えた、3つのコースを設定した。応用経済学科の最大の特徴は、実証的スキルの修得が経済学教育に占めるウェイトを上げることである。

この実現のための第1の方策は、「Ⅱ. 学部・学科の特色」の3の項で触れたアクティブ・ラーニングの要素を取り入れた「実践教育科目」の展開である。第1ステージ及び第2ステージで学習する理論や分析手法を確実に身につけ、実際に応用できるようにするための科目である。数量的分析手法を技術として修得し、それを実際のデータに応用する。実験や社会調査の手法を体験して、データそのものの採取や加工の重要性を理解し、それに対応した分析手法を適用できる能力を養成する。理論仮説に基づいて現場からデータを採取し、それに適した分析手法を選ぶ能力を養成する。その上で、現場の問題を発見し解決法を探る。以上の目的のために、仮説形成やデータ分析・解釈のための理論的指導に比較的大きな比重を置き、その上で実習要素を加え、グループワーク、問題発見、フィールドワーク、プレゼンテーションなどの手法を適宜効果的に利用する。従って、実践教育科目は「演習」形式で実施する。

数量的分析手法の修得に重点がある科目は、「計量分析」、データ採取や加工の観点も含む科目には「行動・実験経済学」や「地域調査法」などがある。この他、医療・健康の現場や、企業や行政の現場におけるフィールドワークを含む科目も展開する。フィールドワークの場合は、本学部以外の様々な組織の協力が必要となるために、協力体制を整備した。

第2の方策は、「Ⅱ. 学部・学科の特色」の2の項で触れた自然科学領域との連携と、政策実施の観点からの法学との連携である。実証的スキルを応用する現場について、専門以外の視点からアプローチすることにより、専門性の可能性と限界を知り、スキルを適正に応用することができるようになる効果を狙う。具体的には、以下のような形で実施する。

- 理学部との連携（リスク分析コース）・・・「生保数理」、「年金数理」、「損保数理」、
「確率論基礎」、「数理モデル論」など
- 医学部との連携（公共経済コース）・・・「医療社会学」、「健康政策論」
- 総合法律学科との連携（リスク分析コース）・・・「会社法Ⅱ」
（公共経済コース）・・・「労働法」、「行政法」など
（法と企業の経済分析コース）・・・「経済法」、「会社法Ⅰ・Ⅱ」など

このうち、上記法学分野の科目については、それらを理解するために学習することが望ましい科目を、各コース共通に「法学系選択科目」群として配置する。

(3) コースの特色と人材養成目標

「編成の考え方」や「新教育課程の特色」の項に記載した内容は、各コースの科目展開に反映される。コースごとの科目展開例については、資料1（カリキュラムマップ）を参照さ

りたい。

応用経済学科の3コースの特色と人材養成目標を改めてまとめると、以下の通りである。卒業後の進路プランも含めた履修例については、資料2（履修モデル）を参照されたい。

【リスク分析コース】

- ①「社会的リスク」を理論的・数理的に把握し、社会的対処を考える能力を養成する。
- ②理学部と連携し、リスクの確率的側面と年金・保険に関する基礎知識を習得する。
- ③市場を介したリスク評価と対処の代表であるファイナンスの基本的な仕組みを理解する。
- ④統計学・計量経済学の手法を修得し、リスクの計量的把握と分析に応用する。

【公共経済コース】

- ①社会資源の適正配置を考える公共政策を構想・提案できる能力、地域社会の健康ニーズに基づく新たな関連サービスや商品の開発を推進できる能力をもった人材を養成する。
- ②医学部と連携し、地方自治体や国などの公共体の役割、医療サービスの供給のしくみや費用負担の問題、医療や介護の社会保険、社会福祉の政策の基礎知識を修得する。
- ③量的・質的データの読み取り方と、調査や実験で得られた結果の分析手法を修得する。
- ④自治体、医療機関、福祉サービス事業所等で、実際の現場の取り組みを参与観察する。

【法と企業の経済分析コース】

- ①法制度の機能・役割を経済学的に分析する専門的な知識をベースに、社会的要請に則した組織のガバナンス構造を構築できる能力等を備えた人材を養成する。
- ②総合法律学科と連携し、法と経済学に関する基礎知識を踏まえ、環境規制や独占禁止法等の実際の法制度や規制の現事例について具体的に学習する。
- ③法制度の企業行動への影響を実証的に検証する手法を習得・実践し、計量的に現実を把握する能力を修得する。
- ④現実の規制の運用について、行政の専門家を招いての講義を受け、規制が及ぼす影響について、自ら調査・分析を実施する。

2. 総合法律学科

(1) 教育課程編成の考え方

ア) 第1ステージの編成

第1ステージは主として「法律基礎科目」群によって構成される。これらの科目は、法学の軸足を築くため、基本条文や基本概念の修得を目的とする。具体的には、憲法などの全ての学習の基礎部分にあたる科目や、刑法などの法的な思考方法を身につけやすい科目を配置して、法学教育の土台を築く。また早くから法律や行政の実務を理解させるために、現場の第一線で活躍している実務家による「実務講義科目」を用意する。（「実務講義科目」群は、実践系科目である「法務実習科目」群とともに、総合法律学科特殊の「実務系科目」を構成する群として位置づける。科目一覧申請書を参照。）さらに、2年次には、3年次以降の応用・実践に備えるために、コースの導入的な科目を用意する。こうして1年次から2年次にかけて段階的に履修することを意識したプログラム構成となっている。

イ) 第2ステージの編成

第2ステージは、第1ステージで身につけた法学の基盤を、学際分野に総合的に応用する能力や実践力を養うことを目的とし、主として「コース専門科目」群、「実務系科目」群及び「経済系選択科目」群を用意する。学生は3年次から3つのコースのうち、いずれかのコースに所属し、それぞれの「コース専門科目」群の科目（「環境法務科目」、「経済・企業法務科目」、「都市・行政法務科目」）を履修する。各コースに設定されたテーマに即して必要な学際科目を総合的に学修しながら、現場に赴き法理論を実践するために、「実務系科目」群の「法務実習科目」も履修する。所定のコース専門科目を履修した学生は、他コースのコース専門科目や「経済系選択科目」群の科目を履修することもできる。学生は主として3年次から4年次にかけて第2ステージを履修する。

(2) 教育課程編成の特色

総合法律学科の特色は、その第2ステージにおける専門教育にある。そこでは、これまでの法学教育で中心的位置を占めてきた判例にあらわれるような法的問題だけでなく、裁判に持ち込まれる前の段階で処理される潜在的紛争やそのための社会制度までを教育の対象と位置づけ、中でも環境問題に関連する法的対処、国や地域の行政問題に関連する法務などのテーマを重要課題として選択し、それらに対応する3つのコースを設定した。最大の特徴は、理工学などの学際領域をも総合的に理解した上で、法理論が実務においてどう機能するかを踏まえて、リーガルマインドを実務で実践できる力を修得することを法学教育の中で重視していることである。

この実現のための第1の方策は、「Ⅱ. 学部・学科の特色」の2の項で触れた自然科学領域との連携と、政策実施の観点からの法学との連携である。各コースがターゲットとする社会的課題の性質に応じて、関連する自然科学分野の科目を配置する。また、応用経済学科の科目を「経済系選択科目」群として配置する。他学部や他学科と連携して行う主な科目は、次の通りである。

理学部・農学部・教育学部との連携・・・「環境理学概論」など

工学部との連携・・・「テクノロジー概論」、「環境テクノロジー」、「都市テクノロジー」など

応用経済学科との連携・・・「統計学Ⅰ」、「計量経済学」、「都市政策論」など

第2の方策は、総合法律学科でも応用経済学科と同じく、アクティブ・ラーニングの手法を取り入れることである。まず、1年次には、共通教育科目（一般教養科目）のひとつである新入生ゼミナールにおいて裁判傍聴の機会を設ける。2年次以降には、「実務系科目」群を用意する。この「実務系科目」群は、第一線の現場で活躍している実務家による講義形式の科目（「実務講義科目」）と、演習形式と実習形式を組み合わせた科目（「法務実習科目」）

（授業形式は大学設置基準21条2項3号に該当）から構成される。法務実習科目は同時に実践系科目に属し、その具体的な内容と協力体制については、「Ⅸ実習の具体的計画」の項を確認されたい。

(3) コースの特色と人材養成目標

「編成の考え方」や「新教育課程の特色」に記載した内容は、各コースの科目展開に反映される。コースごとの科目展開例については、資料1（カリキュラムマップ）を参照されたい。

総合法律学科の3コースの特色と人材養成目標を改めてまとめると、以下の通りである。卒業後の進路プランも含めた履修例については、資料2（履修モデル）を参照されたい。

【環境法務コース】

- ①行政や民間企業の環境専門部門において、環境問題に関する学際的な専門知識を踏まえつつ、法学の専門的知見を活用して自然環境をめぐる紛争解決や政策立案ができる人材を養成する。
- ②理学部、農学部、教育学部、工学部と連携し、環境問題に関する理工学領域の総合的な基礎知識を習得する。
- ③環境問題に関する実務を理解しながら、問題解決に必要な法学の体系的な基礎理論を習得し、現場において基礎理論を実践することで、実践力を身につける。

【経済・企業法務コース】

- ①民間企業において、中小企業での業務に必要な幅広い知識を踏まえて、事前に紛争の発生を予防する仕組みを設計する能力と紛争発生時に迅速に対処し損失を最小限に抑えられる能力を備えた人材を養成する。
- ②工学部、応用経済学科と連携して、経済、企業活動に必要な工学、経済学の総合的な基礎知識を習得する。
- ③経済、企業活動の実務を理解しながら、問題解決に必要な法学の体系的な基礎理論を習得し、現場において基礎理論を実践することで、実践力を身につける。

【都市・行政法務コース】

- ①行政が都市行政を担う上で必要な幅広い専門知識を踏まえて、既存の法令・条例を正確に理解し、具体的な問題を解決することができる能力や具体的な問題の予防・解決のための仕組みを考案し、法令・条例の形に法制化できる能力を備えた人材を養成する。
- ②工学部、応用経済学科と連携して、都市行政の理解に必要な工学、経済学の総合的な基礎知識を習得する。
- ③都市行政の実務を理解しながら、問題解決に必要な法学の体系的な基礎理論を習得し、現場において基礎理論を実践することで、実践力を身につける。

3. 経法学部のカリキュラム・ポリシー（CP）

「Ⅱ. 学部・学科の特色」及び上記「Ⅳ. 新教育課程の編成の考え方と特色」の1項及び2項にかけて記載した教育課程編成方針に基づいて、経法学部のカリキュラム・ポリシー（CP）を作成した。

資料3：（経法学部のカリキュラム・ポリシー（CP））

V. 教員組織の編成の考え方及び特色

1. 応用経済学科

応用経済学科では、新教育課程の編成に備えて新たに「医療経済学」、「ファイナンス」、「地方財政」、「計量経済学」、「環境経済学」の専任教員5名を補充した。これに経済学、統計学、経営学、会計学分野の専任教員を合わせると合計20名となる。各教員の主たる研究分野は、環境地理、アジア経済、財政学、マクロ成長論、実験・行動経済学、統計学、法と経済、社会政策、経済史、会計、経営、経済地理、地方財政、医療経済学、ファイナンス、産業組織、マクロ経済政策、代数、計量経済学、環境経済学である。このように、専任教員は、教育体制の3つの柱の一つである「専門領域の体系的教育プログラム」を十分に実践できる陣容である。専任教員の職位・性別による区分は以下の通りである。女性の割合は、全国的なレベル（社会科学分野で約15%）を上回るが、今後も積極的に登用することを計画している。

教授	准教授	講師	助教	合計
8(3)	9(1)	2(0)	1(0)	20(4)

○ 内女性

また、年齢構成は以下の通り、バランスのとれた構成である。

20代	30代	40代	50代	60代
0	8	4	7	1

さらに、教育体制の二つ目の柱である「社会的課題に対応した学際的教育」を実践するために、信州大学理学部との共同開講科目を5つ、医学部との共同開講科目を1つ用意している。現在、信州大学の全ての専任教員は学術研究院に属しているため、学部所属という枠から開放された自由なプログラム設計が可能である。これによって、本学部の学際的プログラムを継続的に維持できる。最後の柱である「社会的課題に直結した実践的教育」を「実践教育科目」として充実した形で実施するには、学外関係機関との折衝や調整等が重要となるため、これを専門に行うコーディネーターを雇う予定である。

2. 総合法律学科

総合法律学科では、法学系の基礎科目を専任教員が原則として担当し、学際系科目と実務実習系科目を専任教員との連携の下で、応用経済学科や他学部の兼任教員や学外の兼任教員等が担当する。

専任教員は18名おり、その内訳は、現経済学部から7名、平成29年3月に廃止予定である法科大学院から6名（6名については段階的移行）、新規採用5名である。実定法の基本科目（憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法）を専門とする教員を一通り配置するほか、環境（野外実習も含む）系分野や政治学系分野の教員も配置する。法学の専任教員のうち、4名が法曹資格を有している。

兼任教員は、応用経済学科をはじめ、理学部、農学部、教育学部、工学部と連携をとりながら幅広く配置する。また兼任教員として、弁護士や税理士等の実務家を配置する。オムニバス式の実務家による講義は、専任教員を責任者とし、学外関係機関等の協力を得て運営する。

専任教員の職位・性別による区分は以下の通りである。女性の割合は、応用経済学科と同様に、全国的なレベル（社会科学分野で約15%）を上回り、これからも積極的な登用を計画している。

教授	准教授	講師	助教	合計
9(1)	6(1)	2(1)	1(1)	18(4)

○ 内女性

また、応用経済学科と同じく、以下の通り、バランスのとれた年齢構成である。

20代	30代	40代	50代	60代
2	6	4	5	1

VI. 教育方法、履修指導方法及び卒業要件

1. 教育方法、履修指導方法の特徴

ここでは、Ⅱ「新教育課程の特色」に掲げた以下の3つの柱（専門領域の体系的教育プログラム、社会的課題に対応した学際的教育、社会的課題に直結した実践的教育）を実現するための教育上の工夫を述べる。

① 担任制の活用

1年次の新生ゼミナール、2年次以降の専門演習を積極的に履修させることで、常に学生は「担任」の教員がいることになり、学習や生活等に関して細やかな指導を受けられる。

② オフィスアワーの活用

各教員は一週間の特定の日時をオフィスアワーとして学生に開放し、質問や相談等をしやすい環境とする。

③ ナンバリングによる履修指導

体系的教育プログラムの中で個々の科目がどこに位置づけられるかを示すナンバリング制度を活用し、学生の計画的な履修の助けとする。

④ 学習アシスタントの活用

両学科の必修科目の学習をサポートするために、成績優秀な上級生を学習アシスタントとして配置し、個別指導や学習会の場を設ける。

⑤ 実践系科目におけるコーディネーターの配置

実践系科目では、通常の授業に比べて様々な準備が必要となる（実習先との連絡調整、学生アシスタントの手配、機材準備等）ため、これらを専門に行うコーディネーターを配置する。

⑥ FDの増進

母体となる信州大学経済学部で長年行ってきた授業のピアレビューや科目別成績分布の公表等のFDをさらに充実化させる。

⑦ IC機器の活用

信州大学で長年使用している学習支援システム（eALPS）を活かして、授業に関する指示、課題の提出、授業資料の保管、小テストの実施等を行い、授業の利便性を図る。

2. 進級・卒業要件

(1) 応用経済学科

ア) 3年次進級要件

2年次終了段階で以下の①から②を満たした者が3年次に進級できる。学生は「リスク分析コース」, 「公共経済コース」, 「法と企業の経済分析コース」の3コースのいずれかを選択する。

① 「経済学基礎科目」の必修科目から12単位以上

② 「経済学基礎科目」から合計34単位以上

2年次後期から開始される専門演習と各コースに緩やかな連続性があるため、専門演習の選択においてある程度、コース誘導される仕組みになっているが、コースの説明を十分に行うなど、各コース履修者のバランスが取れるようにする。

なお、コース選択後に、やむを得ずコース変更を希望する場合には、3年次末に、各コースの効果的な教育を損ねないと認める範囲において、転コースを認める。

イ) 卒業要件

① 共通教育科目37単位以上（詳しい内訳は、「教育課程等の概要」を参照）

② 経済学基礎科目42単位以上（必修18単位を含む）

③ コース専門科目 I 28単位以上（必修10単位を含む）

④ 実践教育科目2単位以上

⑤ 専門科目合計90単位以上

(2) 総合法律学科

ア) 3年次進級要件

2年次終了段階で以下の①から③を満たした者が3年次に進級できる。学生は「環境法務コース」, 「経済・企業法務コース」, 「都市・行政法務コース」の3コースのいずれかを選択する。

① 「法律基礎科目」の必修科目から10単位以上

② 「演習系科目」, 「基礎演習科目」の必修科目「基礎演習 I」の4単位

③ 専門科目から合計34単位以上

2年次前期から開始される専門演習と各コースに緩やかな連続性があるため、専門演習の選択においてある程度、コース誘導される仕組みになっているが、コースの説明を十分に

行うなど、各コース履修者のバランスが取れるようにする。

なお、コース選択後に、やむを得ずコース変更を希望する場合には、3年次末に、各コースの効果的な教育を損ねないと認める範囲において、転コースを認める。

イ) 卒業要件

①共通教育科目37単位以上（詳しい内訳は、「教育課程等の概要」を参照）

②法律基礎科目36単位以上（必修16単位を含む）

③コース専門科目

(a)環境法務コース

環境法務科目から24単位以上（必修8単位を含む）

コース専門科目合計30単位以上

(b)経済・企業法務コース

経済・企業法務科目から24単位以上（必修6単位を含む）

コース専門科目合計30単位以上（うち環境法務科目から2単位以上）

(c)都市・行政法務コース

都市・行政法務科目から24単位以上（必修6単位を含む）

コース専門科目合計30単位以上（うち環境法務科目から2単位以上）

③法務実習科目2単位以上

⑤演習系科目14単位以上（うち必修4単位を含む）

⑥専門科目合計90単位以上

VII. 施設、設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

経法学部の教育・研究を支える校地は、本学の松本キャンパスである。松本キャンパスには、4つの学部及び4つの研究科が設置され、全学部の教養教育が行われるなど、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、総合健康安全センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、本学部が新設されても、既存学部と共用できるだけの十分な施設を備えている。

運動場については、松本キャンパス内に設置されているサッカー・ラグビー・アメフト併用運動場（約23,689㎡）、野球場（観客席含）（約18,995㎡）、第1体育館（1,562㎡）及び第2体育館（1,072㎡）を主に使用する。このほか、松本キャンパスには、テニスコート、弓道場、武道場、プール等が整備されている。

学生が休息するスペースは、あづみホール食堂及び旭会館内に食堂が、さらには本学部の専用施設内にも軽食・喫茶のラウンジが備えられている。

2. 校舎等施設の整備計画

教室については、200名から400名を収容できる大講義室、専門教育科目を開講するための

中・小講義室，ゼミナール等を実施するための演習室を，松本キャンパスの既存施設の中で，学生の動線にも十分に配慮して，まとまりのある専用施設として確保し，活用する。また，法曹法務研究科廃止後には，中講義室2室，演習室2室を活用する。

教員の研究室についても，松本キャンパスの既存施設の中で，教員団としてのまとまりを生み出しうる位置に確保し，かつ，演習室を隣接させて教員と学生のコミュニケーションの機会を円滑に提供できるように整備する。

また，既存の演習室を活用して，リボン型テーブル，小型ホワイトボード，可動式パーティションタイプホワイトボードなどの什器類，プロジェクタ，タブレットPCなどのICT機器を新たに導入しアクティブ・ラーニングや実習などの自由度の高い授業形態を実施するための設備を整備する。

これらの施設・設備は，本学部が現在使用している松本キャンパスの校舎を活用し，次のように整備する。

①講義室・演習室（旧経済学部）

○大講義室（400名規模）1室，大講義室（270名規模）1室，大講義室（200名規模）1室，中講義室（70名規模）1室，

○演習室（35名規模）6室，演習室（20名規模）3室

②講義室・演習室（法曹法務研究科廃止後）

○中講義室（40名規模）2室

○演習室（10名規模）2室

③教員研究室

本学部の専任教員の個人研究室として，専任教員1人につき1室（約20㎡）を整備する。

このほか，留学生の勉学・学生生活全般に亘る指導・助言を行う国際交流室，管理運営を行うための学部長室，会議室，事務室等を本学部の専用施設として整備する。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

(1) 図書資料の整備計画について

本学の中央図書館では，平日は午後10時まで，土曜日，日曜日，祝日にも午後7時まで開館していることから，図書館での勉学に支障はない。また，図書館には有線・無線LANが利用できるネットワーク環境も整備されており自由に利用できる。

本学の全蔵書（附属図書館登録分）は，図書約125万冊，学術雑誌約28,000タイトル，視聴覚資料約3,700点を数え，そのうち図書については，松本キャンパスの中央図書館に約50万冊，医学部図書館に17万冊，長野（教育）キャンパスの教育学部図書館に約19万冊，長野（工学）キャンパスの工学部図書館に約16万冊，南箕輪キャンパスの農学部図書館に約10万冊，上田キャンパスの繊維学部図書館に約11万冊を所蔵している。さらには本学部の専用施設内にも蔵書数5万冊の資料室が整備されており，学生の学習に利用が可能である。

また，本学の図書館では，27種の学術情報データベースや約12,400タイトルの電子ジャーナルを提供しており，一部のデータベースや電子ジャーナルは，学外からもリモートアクセスが可能となっている。

(2) 中央図書館の再開発事業について

松本キャンパスの中央図書館は、平成27年5月完成予定で増改築工事を行っている。増改築に当たっては、本学の教育改革に即した自学自習環境の整備を目的として、次の機能を設計に盛り込んだ。

- ①学習環境の量的整備として、1階閲覧室の座席数を561席から約650席に増やす。
- ②バリアフリー対応として、建物外部からのアクセスのしやすさ、エレベーターの使いやすさを実現する。
- ③多様な学習環境の整備として、階が上がるごとに静寂になるゾーニングとする。様々な学習形態や利用の希望に対応できる環境を整備する。
- ④事務室を1箇所集中し、業務の効率化・情報共有・サービス向上を図る。
- ⑤2階に自主・自律学習を支える空間として、学習用にもっとも多用されるシラバス掲載図書・参考図書・新着図書などの資料と、パソコンコーナーに近接したところに自由に配置を変えられる閲覧席を備え、資料・ICTを一体的に活用した学習を促す。
- ⑥3階には、一般図書を配架し、本棚の近くに閲覧席を設けた。じっくりと書籍に向かい合う場とし、特に一部の閲覧席には「サイレント・ゾーン」としてパソコン・電卓の使用を制限する。

VIII. 入学者選抜の概要

1. アドミッション・ポリシー

上記の新学部設置の趣旨、及びそれを踏まえたディプロマ・ポリシーと教育課程から、新学部のアドミッション・ポリシーは次の通りである。

- ①人口減少、高齢化の進展など、地域が直面する具体的な課題について問題意識を抱き、その解決に取り組む強い意欲を持つ人。
- ②現在社会が直面する様々な不確実性、リスク、価値観や意見の違い、紛争、多様性などにひるまず、これらに積極的に立ち向かうチャレンジ精神を持った人。
- ③問題解決に際して、冷静で論理立った考察や、事実の観察、データの分析に基づいて思考できる資質を持つ人。
- ④幅広い視野を持ち、様々な学問領域で生み出された成果や研究方法を総合的に取り入れながら真理を探究する姿勢を備えた人。

2. 選抜方法

選抜方法としては、次の通り、一般入試（前期日程）、一般入試（後期日程）、推薦入試、私費外国人留学生入試の4つを用意する。

(1) 一般入試（前期日程）

一般入試（前期日程）の募集人員は、120名とする。センター試験と個別学力試験による選抜を行う。

センター試験は、国語1科目、地理歴史・公民から2科目、数学から2科目、理科から1科目

または2科目、外国語から1科目の5教科7科目または6教科7科目（いずれも理科2科目を選択した場合には8科目）とする。個別学力試験は、国語、数学、外国語から1科目を選択して受験する。

合否は、両学科をあわせて、下記の配点に従い、総合点の上位から判定する。学科の割り当ては、応用経済学科60名、総合法律学科60名として、合格した者の上位から第一希望の学科を割り当てていき、一方の学科の定数を超えた場合にあつて、当該学科を第一希望とする者については第二希望の学科がある場合には第二希望の学科を割り当てる。ただし、第二希望の学科がない場合には不合格とする。

センター試験、個別学力試験の配点は次の通りである。

種別	大学入試センター試験							個別学力検査等				合計
	国語	地理 歴史	公民	理科	数学	外国 語	小計	国語	数学	外国語	小計	
配点	200	(100) 又は (200)	(100)	※1 ※2 100	200	※3 200	900	※4 (200)	※4 (200)	※4 (200)	200	1,100

注1 配点に（ ）を付してある教科は、選択教科を表します。

- ※1 理科の「物理、化学、生物、地学」から2科目を受験した方については、第1解答科目の成績を利用します。
- ※2 理科の「物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎」及び「物理、化学、生物、地学」から3科目を受験した方については、『「物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎」2科目合計の得点』又は『「物理、化学、生物、地学」の得点』のうち、いずれか得点の高い成績を利用します。
- ※3 「外国語」のうち「英語」を受験した方の得点については、筆記（200点満点）とリスニング（50点満点）の合計得点を、200点満点に換算し、「外国語」の他の科目を受験した方と比較できるようにして利用します。ただし、重度難聴者でリスニングを免除された方については、筆記（200点満点）の得点をそのまま利用します。
- ※4 選択教科による不公平が生じないように、得点調整を行う場合があります。

(2) 一般入試（後期日程）

周知期間が短いため、平成29年度入試までは、一般入試（後期日程）のセンター試験のみによる選抜を行い、平成30年度入試からセンター試験と個別学力試験（数学）による選抜を行う。

◎平成29年度入試まで

一般入試（後期日程）の募集人員は、応用経済学科20名、総合法律学科10名の合計30名とする。センター試験は、国語1科目、地理歴史・公民から2科目、数学から2科目、理科から1科目または2科目、外国語から1科目の5教科7科目または6教科7科目（いずれも理科2科目を選択した場合には8科目）とする。個別試験は課さない。

合否は、学科ごとに行い、配点に従い、総合点の上位から判定する。

センター試験の配点は次の通りである。

種別 教科	大学入試センター試験						合計
	国語	地理歴史	公民	数学	理科	外国語	
※1 配点	200	(150) 又は (300)	(150)	100	※2 ※3 50	※4 300	950
		300					
※1 配点	100	(25) 又は (50)	(25)	300	※2 ※3 300	※4 200	950
		50					

注1 配点に（ ）を付してある教科は、選択教科を表します。

- ※1 上段下段に記されている二つの算定方式により総合点を求め、いずれか高い総合点を大学入試センター試験の総合点として用います。
- ※2 理科の「物理、化学、生物、地学」から2科目を受験した方については、第1解答科目の成績を利用します。
- ※3 理科の「物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎」及び「物理、化学、生物、地学」から3科目を受験した方については、『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』2科目合計の得点』又は『物理、化学、生物、地学』の得点』のうち、いずれか得点の高い成績を利用します。
- ※4 「外国語」のうち「英語」を受験した方の得点については、筆記（200点満点）とリスニング（50点満点）の合計得点を、300点満点（上段）又は200点満点（下段）に換算し、「外国語」の他の科目を受験した方と比較できるようにして利用します。ただし、重度難聴者でリスニングを免除された方については、筆記（200点満点）の得点をそのまま（下段）又は300点満点に換算して（上段）利用します。

◎平成30年度以降

一般入試（後期日程）の募集人員は、応用経済学科20名とする。センター試験と個別学力試験（数学）による選抜を行う。可否は、配点に従い、総合点の上位から判定する。

センター試験、個別学力試験の配点は次の通りである。

種別 教科	大学入試センター試験							個別学力検査等	合計
	国語	地理 歴史	公民	理科	数学	外国 語	小計	数学	
配点	200	100		※1 ※2 100	200	※3 200	800	200	1,000

注1 配点に（ ）を付してある教科は、選択教科を表します。

- ※1 理科の「物理、化学、生物、地学」から2科目を受験した方については、第1解答科目の成績を利用します。
- ※2 理科の「物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎」及び「物理、化学、生物、地学」から3科目を受験した方については、『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』2科目合計の得点』又は『物理、化学、生物、地学』の得点』のうち、いずれか得点の高い成績を利用します。
- ※3 「外国語」のうち「英語」を受験した方の得点については、筆記（200点満点）とリスニング（50点満点）の合計得点を、200点満点に換算し、「外国語」の他の科目を受験した方と比較できるようにして利用します。ただし、重度難聴者でリスニングを免除された方については、筆記（200点満点）の得点をそのまま利用します。

(3) 推薦入試

◎平成29年度入試まで

推薦入試は学科ごとに行い、募集人員は、応用経済学科20名、総合法律学科10名の合計30名とする。

推薦入試は、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校」とする。特別推薦は商業に関する学科又は総合学科（商業科目20単位以上）を卒業した者又は卒業見込みの者で、所定の推薦要件を満たす者と学校長が認めて推薦した者を対象として、出願書類の内容及び面接を総合して判断する。

推薦要件は、学業成績が良好と認める者のうち、①～③のいずれかに該当する者とする。

①学業分野、スポーツ分野、芸術・文化分野のいずれかの分野において優秀な成績を修めていること

②地域活動、社会活動において顕著な実績があること

③①②に準ずるような実績や経験を有すること

◎平成30年度入試以降

推薦入試は学科ごとに行い、募集人員は、応用経済学科20名、総合法律学科20名の合計40名とする。

推薦入試は、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校」とする。）を卒業した者又は卒業見込みの者で、所定の推薦要件を満たす者と学校長が認めて推薦した者を対象として、面接により判定する。

推薦要件は、学業成績が良好と認める者のうち、①～④のいずれかに該当する者とする。

①学業分野、スポーツ分野、芸術・文化分野のいずれかの分野において優秀な成績を修めていること

②商業に関する学科又は総合学科において優秀な成績を修めていること

③地域活動、社会活動において顕著な実績があること

④①②③に準ずるような実績や経験を有すること

(4) 私費外国人留学生入試

私費外国人留学生入試の募集人員は、若干名とする。

私費外国人留学生入試は、外国籍を有する者で、日本留学試験を受験し、かつTOEIC又はTOEFLを受験している者で本学所定の出願資格を有する者を対象として、平成28年度は小論文、面接により、平成29年度以降は面接により判定する。

3. 学科の変更

両学科ともに一年次は、多くの科目を共通して履修するため、学生は、一年次の科目を履修しながら、自分の学問的関心を見つめなおし、入学選抜時の学科を、1年次終了時点において学科の定数の範囲内において変更することができる。変更を希望する者が多数の場合には、入学選抜時の成績と、入学後の成績を総合して決定する。

学科の変更を1年次終了時点に認めることにより、大学における専門的な経済学や法学に触れながら学科選択できるようになり、学生に自分の適性に合った進路を選ばせることができるようになる。また学科変更ができることにより、他学科の科目にも興味を持つきっかけとなり、両学科に横断的なコース群を設けている本学部の目標にもかなう。

4. 編入学定員の設定

本学部は、広く一般に教育機会を提供するために、2年次編入学を設定する。旧経済学部の編入学は、過去5年間の志願者倍率で平均3.2倍という学生の確保に勤めてきた実績に基づ

き、引き続き、2年次編入学の定員は、応用経済学科10名、総合法律学科10名とする。入学者選抜は、提出書類と面接による。ただし、新教育課程に対応するには、これまでよりも一層厳格な入学者選抜を行う必要があり、その結果、2年次編入の学生定員を見直す必要が生じた場合には速やかに対応する。

IX. 実践系科目の具体的計画

「実践系科目」は、応用経済学科の「実践教育科目」群と総合法律学科の「法務実習科目」群から構成される。各学科における実践系科目は、次に記述する方針に沿って実施される。

1. 応用経済学科

(1) 実践教育科目の実施内容

「実践教育科目」群に属する具体的科目は、計量分析、行動・実験経済学、実証日本経済論、地域社会統計分析、経済規制の実務、地域調査法、地域包括ケアシステム論、会計事例である。これら科目は、分析ツールと理論分析との対応関係を理解するプロセスや、仮説構築と得られたデータの解釈と分析にも大きなウェイトを置くため、演習形式で実施する。

「実践教育科目」群に属する科目では、アクティブ・ラーニングの手法（プレゼンテーション、問題発見、ディスカッション、グループワーク、フィールドワーク等）を多用して、数量的定性的分析ツールを修得した上で、解決すべき社会問題の特性に応じて適切なツールを選び出し、適用させる技術力を身に付けることを目的とする。

計量分析、行動・実験経済学、実証日本経済論、地域社会統計分析、経済規制の実務の科目は、主にグループワークやプレゼンテーションの手法を利用し、経済活動の実体データ、実験室における行動観察データ、あるいは環境や地理的なデータなど、多様なデータの特性に合わせて、プログラム操作等を含めた定量的定性的分析ツールを学習する。地域調査法、地域包括ケアシステム論、会計事例の科目では、さらにフィールドワークの要素を加えて実施する。

(2) フィールドワーク受入れ先の確保

フィールドワークを課す実践教育科目の中で受入れ先が必要な科目は、地域調査法、地域包括ケアシステム論、会計事例の3科目である。それらの科目におけるフィールドワークの要素は演習の一部であり、また学生はフィールドワークを課さない実践教育科目も履修することから、受入れ先の確保は十分であるといえる。内容や受入れ先については、資料4（実践教育科目及び法務実習科目の実施概要）、資料5（実習施設一覧及び実習受入承諾書）を参照されたい。

(3) 成績の評価

すべての実践教育科目には専任教員を配置し、フィールドワークについては受入れ先と連携して行う。成績評価は、専任教員が仮説構築や理論分析部分の学習の内容、フィールドワークの活動内容やデータ分析をまとめた発表や成果レポートなどに基づいて行う。

2. 総合法律学科

(1) 法務実習科目の実施内容

総合法律学科は、実務系科目群の中に、法務実習科目として、行政法務実習、環境法務実習、税務実習、労働法務実習、契約法務実習、知財法務実習、裁判法務実習、捜査法務実習の8科目を用意する。

いずれも法理論を実践するという意味では実習の形式となるが、事前・事後の学習、グループワーク、成果発表等では演習の形式も併用する。各法務実習は、基本的に、演習形式として20時間、実習形式として20時間実施することとし、2単位とする。

事前学習では、演習形式において、実践する法理論につき、十分な準備をするとともに、講学上の問題点を整理する。事前学習を踏まえて、実務家の指導の下、実習形式で、具体的な法理論を実践する。実習は、その内容に応じて、学外または大学の施設において行う。事後学習では、実習の成果をまとめて発表するとともに、成果レポートを提出する。

(2) 受入れ先の確保

学外において行う法務実習科目は、行政法務実習（実習先：県庁、市役所）、環境法務実習（法律事務所）、税務実習（税務署）、労働法務実習（労働局、労働組合）、契約法務実習（法律事務所）、知財法務実習（知的財産関連NPO法人）であり、各実習先は確保している。

裁判法務実習、捜査法務実習は、裁判施設、捜査関連施設の見学等を行うものの、裁判実務、捜査実務上の問題から、具体的な実習は、実務家の指導の下、大学の施設において行う。

受入れ人数は、各科目をあわせると合計100名以上であり、学生定員80名に鑑みて、十分に実習先を確保できているといえる。内容については、資料4（実践教育科目及び法務実習科目の実施概要）、資料5（実習施設一覧及び実習受入承諾書）を参照されたい。

(3) 成績の評価

すべての法務実習は、専任教員または兼任教員を配置したうえで、実習先と連携して行う。成績評価は、上記専任教員または兼任教員が、事前学習の内容、実習先での活動内容、事後の発表や成果レポートなどに基づいて行う。

X. 編入学定員を設定する場合の具体的計画

本学部では、応用経済学科10名、総合法律学科10名の2年次編入学の定員を設定する。新教育課程においては、専門の基礎的科目の履修は主に2年次に行い、3年次以降により発展的な科目を履修する中で学際的・実践的教育を展開する。この重層性が新教育課程の特色であるため、編入学については2年次に受け入れることが適当である。

1. 既修得単位の認定方法

2年次編入学生が編入学前の大学・短期大学等で取得してきた単位は、科目内容を審査の

うえ、教養科目、外国語科目などの本学共通教育科目に読み替え可とする。一方、学科必修の経済学基礎科目、法律基礎科目を含む専門科目については、類似の科目名称で既修得科目があっても、学修内容の体系性を確保するために、読み替えは原則として行わないこととする。

2. 履修指導方法

2年次編入学生の履修方法については、資料1として添付した学科・コース別のカリキュラムマップに併せて表示している。共通教育科目の多くは編入学前に大学・短期大学等で単位取得した科目で読み替えることができるものと想定されるが、2年次には必修科目を含む多くの専門基礎科目を履修する必要がある。(通常カリキュラムで1年次向けに設定されている専門基礎科目も、2年次編入学生は2年次に履修する必要がある。)2年次から3年次への進級要件、及び卒業要件は1年次から入学する学生と共通である。

3. 教育上の配慮等

2年次編入学生の入学時には、通常の2年生向けガイダンスに加えて編入学生向けガイダンスを行い、丁寧な履修指導を行う。また、教務担当教員及び事務職員が個別相談に対応する。2年次後期からは専門演習に所属することができる。

XI. 管理運営

1. 学長のリーダーシップに基づく学部ガバナンス

本学は、信州の豊かな自然と文化の中で、優れた教育研究を行うことによって、大学に求められている社会的使命を果たすことを理念とし、学長のリーダーシップに基づく学部ガバナンスの実現を目指している。

そのため、本年度から従来の教授会が主導する学部運営を改め、教育組織(学部・研究科)と教員組織を分離した3学域10学系からなる「学術研究院」を設置した。学長を学術研究院長とし、承継教員により組織され、戦略的、計画的かつ柔軟な教員人事を行い、高度で持続可能な教育研究を推進することを目的として、教育研究評議会とも連携しながら学部横断型の教育の実現や時代の要請に柔軟かつスピーディに対応した教育研究の実現を目指している。

2. 社会科学系教授会議及び学部教授会

本学部の教員は、学術研究院の人文社会科学域の社会科学系に所属し、教員人事、研究マネジメント、予算決算を審議する社会科学系教授会議と教育、研究に関する重要事項を審議する学部教授会を毎月1回定例開催する。

社会科学系教授会議は、学術研究院に所属する承継教員の教授、准教授、講師及び助教により組織され、学系における中長期的人事計画を含めた人事マネジメントの策定及び実行、

研究マネジメント計画の策定及び実行，配分予算に関する予算計画，執行及び決算を審議する。

学部教授会は，学術研究院に所属する本学部の教育を主担当とする教授，准教授，講師及び助教により組織され，学部における学生の入学，修了その他在籍に関する事項及び学位の授与，その他の教育研究で社会科学系教授会議の審議事項を除く重要事項を審議する。

本学のミッションを踏まえた学部のミッションをより迅速に効果的に学部運営に反映できる管理運営体制を構築する。

3. 副学部長及び常置委員会

学部長のイニシアチブによる学部ガバナンスを円滑に行うため，学部長の業務を補佐支援する副学部長2名を置く。

学部の日常的な業務を円滑に処理するため，専任教員で構成する，入試委員会，学生委員会，教育企画委員会（FD・シラバス部会，e-learning部会，交流系科目部会，カリキュラム検討部会），就職委員会，図書・研究企画・紀要委員会，国際交流・留学生委員会等の常置委員会を置く。

4. 人事給与システム

本学では，国立大学法人化に伴い，平成18年10月よりポスト管理からポイント制による人件費管理に移行しており，平成19年4月からは有期雇用職員に年棒制を導入して有意な人材を採用している。平成26年11月からは，更なる国立大学の機能強化のため，新たな給与制度である年棒制を導入し，教員の流動性の向上及び教育研究の活性化を図っている。

本学部においても，年棒制を導入し多様な人事を促進することで，有為な人材の育成・確保及び教育研究の活性化を図る。

XII. 自己点検評価

本学部では，本学の中期目標・中期計画に沿って，学部の目標・計画を定めている。学部には目標管理・点検委員会を設置し，学部単位の自己点検評価を報告している。認証評価においても同様に，大学全体として報告書を作成し公表している。

また，本学では，毎年度に学部単位の年度事業計画を作成している。大学からは中間評価報告，最終成果報告が求められており，中間評価報告時には学長，理事等によるヒアリング評価を実施している。

XIII. 情報の公表

信州大学共通の学生が習得すべき知識及び能力に関する情報（ディプロマポリシー），及びそれと関連する入学者選抜の考え方（アドミッションポリシー）は，大学のウェブサイトにて情報提供している。新学部において学生が習得すべき知識及び能力に関する情報（ディプロマポリシー），カリキュラムポリシー及びそれと関連する入学者選抜の考え方（アドミッ

ションポリシー)等については、学部ウェブサイトで公開する。授業科目のシラバスは、大学共通のウェブサイトから閲覧することができる。

また、教員ごとの教育研究活動等の状況については、信州大学のウェブサイトに研究者総覧(SOAR-RD)として公開しており、各教員にはその内容の定期的な更新を義務付けている。

XIV. 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組 (FD)

1. 信州大学の取組

本学では、大学全体のFD活動を推進する組織として高等教育センターを置き、教育の質保証に係る戦略及び教学関係の施策実施のための手法に係る研究を行っており、その成果を各学部等に助言・指導している。具体的には、高等教育センター主催で全学向けのFD研修を年数回開催するほか、各学部の担当委員会等とも協力しながら各学部から寄せられたニーズに沿った学部オーダーメイドのFD研修や、シラバスの記入方法の改善のための指導などを行い、授業内容の改善に向けて継続的に取り組んでいる。また、さらにはFD研修に参加した教員に終了証を発行し、全学で実施している教員業績評価・給与査定制度においてもFD活動に係る評価項目を設けるなど、教員の授業改善へのインセンティブを高める工夫をしている。

また、高等教育センターでは、信州大学の全学部が実施している「授業改善のための学生アンケート」や、入学時及び卒業時の学生アンケートを分析し、その結果を各学部等にフィードバックしている。

2. 経法学部の取組

本学部では、教育企画委員会にFD・シラバス部会を置き、毎年度のシラバスの点検に加えて、高等教育センターの協力のもと学部独自のFD研修を実施している。このFD研修では、効果的なシラバスの記載方法についての研修、グループワークを活用した授業方法の研修、学生のメンタルヘルスに関する研修などを行っている。

また、FD・シラバス部会が中心になって、毎学期末には授業改善のための学生アンケートを全開講科目で実施し、その結果を集計して担当教員にフィードバックしている。学生アンケートの自由記述欄に記された内容に対しても、教員からの回答を大学の所定ウェブサイトにアップして学生に伝えるとともに、教員間での成績評価のバラつきを是正するため、全科目の成績分布を毎学期に教授会で公開し、忌憚のない意見交換を行っている。

その他に、年間10回程度の授業のピアレビュー(教員相互による授業見学と批評)を実施している。ここでは、各専任教員が3年に1回はピアレビューの対象となるように設定されており、授業見学後には意見交換会を設けて、さらなる授業の向上に向け改善に取り組んでいる。

このような取り組みは、「基礎から応用への体系的な教育」と、「知識獲得から実用できるスキル獲得へのステップアップ」という本学部の教育目標において、一層重要なものとな

るため、これまでの取組を踏まえつつ、その質を上げていくよう実施する。

XV. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

1. 教育課程内の取組

教育課程内においては、旧・経済学部時代の実践を踏襲して、次の3種の科目を配置する。

(1) インターンシップ・ボランティア

企業や公的機関での就業体験を目的とする「インターンシップ」、社会福祉団体や災害支援 NPO などでの体験を目的とする「ボランティア」は、いずれも夏季休業期間等を利用して行われることが通常であるので、これらを科目として履修する学生は、前期の所定期日までに登録をし、交流系科目部会が開催する事前ガイダンスを経て、夏季休業期間等に実習体験を行う。実習後は所定のレポートをもとに交流系科目部会が採点して単位認定(成績評価)を行う。また、毎年、提出されたレポートから優秀な者を5, 6名選んで、公開による成果発表会を開催し、その記録報告書を作成し、こうした実習体験の受入れ先に送ることで実習の継続と一層の改善を図っている。

(2) 高年次での英語教育

経済活動のグローバル化が進むなかで、学生が卒業後に社会で活躍するためには、英語の継続的な学習が望まれる。また専門性を高めるためにも英語力は必須となっている。1, 2年次に履修する共通教育での語学系科目でも TOEIC などの実践的な英語資格を奨励し、英語でのコミュニケーション能力向上を目指している。高年次では、専門知識を身につけるための語学力向上とグローバルに活躍する人材育成を目的に英語教育を行う。専門科目を英語で教える科目「Global Political Economy」と「Global Business」を開講する。また、経済学部の時代から米国のハワイ大学と協定を結び、ハワイ大学での学生の海外短期研修や、ハワイ大学の教授による本学での夏季集中講義(「American Law and Society」)を毎年実施しており、これらについては新学部においても継続していく。これらの科目履修を発展させて語学資格試験で所定の成績をあげる者には「語学資格試験」の単位を与える。さらに英語能力の向上に向けた短期海外留学や長期交換留学については、本学の国際交流センター及び本学部の国際交流・留学生委員会が、情報提供を始めとする支援を行う。

資料6：(ハワイ大学との学術研究交流及び教育交流について)

2. 教育課程外の取組

3年次生向け新学期ガイダンスにおいて、就職活動中のスケジュール管理や必要な知識を習得するための就職活動ガイドブックを作製・配布し、就職活動に関する指導を行っている。

就職活動を展開する上での様々な悩みを解決するための個別就職相談(カウンセリング)、県内外企業・官公庁による学内合同企業(官公庁)説明会、就職活動に関する情報提供及び企業・業界研究を行う就職ガイダンス、キャリア形成支援として低年次向けの講座・イベントなどを開催して積極的な就職支援を実施している。

公務員志望者向けの対策講座が、本学部の教室において毎年、開講されている。

3. 適切な体制の整備

就職に関する全学の組織である「キャリア・サポート・センター」には、専門資格を有する相談員が常駐して、3年生向け『就活支援ガイドブック』を作成・配布し、就職活動に関するセミナーを開催しているほか、個別相談にも応じている。学部には学生の就職指導を担当する就職委員会を置き、同センターと連携して、3年生対象の就職ガイダンス（年4、5回開催）を実施するほか、学生個別の就職相談にも対応する。また、経済学部同窓会とも連携し、経済学部卒業生による個別就職相談も学生に案内する。

資料目次

資料 1 : カリキュラムマップ

資料 2 : 履修モデル

資料 3 : 経法学部のカリキュラム・ポリシー(CP)

資料 4 : 実践教育科目及び法務実習科目の実施概要

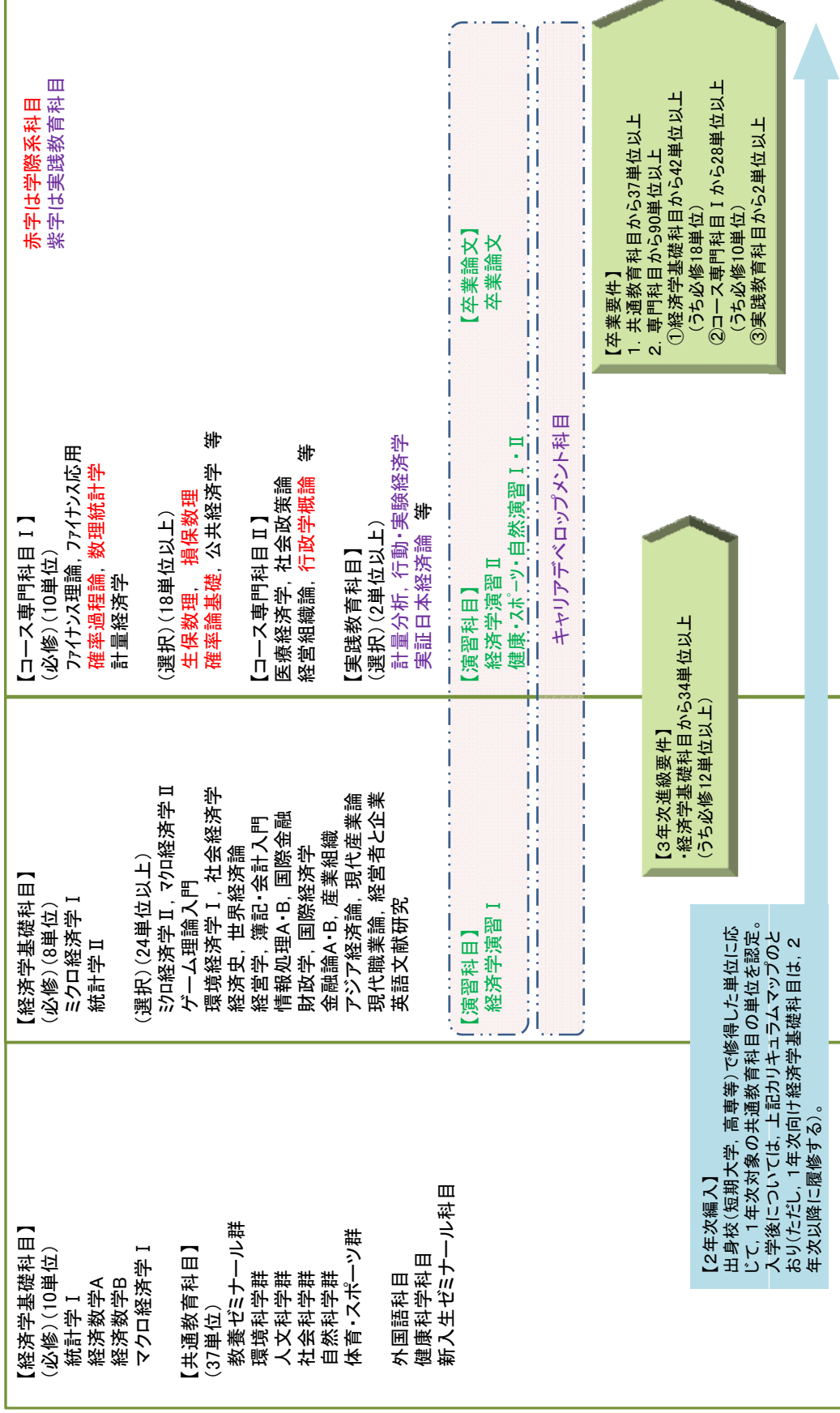
資料 5 : 実習施設一覧及び実習受入承諾書

資料 6 : ハワイ大学との学術研究交流及び教育交流について

資料1：カリキュラムマップ

専門知識の習得と実践
実習科目の強化

社会科学基礎・共通教育科目の習得



専門知識の習得と実践
実習科目の強化

社会科学基礎・共通教育科目の習得

【経済学基礎科目】
(必修)(10単位)

統計学 I
経済数学 A
経済数学 B
マクロ経済学 I

【共通教育科目】
(37単位)

教養ゼミナール群
環境科学群
人文科学群
社会科学群
自然科学群
体育・スポーツ群

外国語科目
健康科学科目
新入生ゼミナール科目

【経済学基礎科目】
(必修)(8単位)

ミクロ経済学 I
統計学 II

(選択)(24単位以上)

ミクロ経済学 II, マクロ経済学 II
ゲーム理論入門
環境経済学 I, 社会経済学
経済史, 世界経済論
経営学, 簿記・会計入門
情報処理 A・B, 国際金融
財政学, 国際経済学
金融論 A・B, 産業組織
アジア経済論, 現代産業論
現代職業論, 経営者と企業
英語文献研究

【演習科目】
経済学演習 I

【コース専門科目 I】
(必修)(10単位)

医療経済学, 社会政策論
地方財政, 公共経済学

(選択)(18単位以上)

医療制度論, 社会保障政策論
健康政策論, 医療社会学, 経済地理学
比較社会保障論, 自然環境概論 等

【コース専門科目 II】

法と経済学 I, 経営組織論, 生保数理
年金数理, 社会保障法, 行政法 等

【実践教育科目】

(選択)(2単位以上)
地域調査法, 地域社会統計分析
地域包括ケアシステム論 等

【演習科目】
経済学演習 II
健康・スポーツ・自然演習 I・II

キャリアデベロップメント科目

【卒業論文】
卒業論文

【卒業要件】

1. 共通教育科目から37単位以上
2. 専門科目から90単位以上
 - ① 経済学基礎科目から42単位以上
(うち必修18単位)
 - ② コース専門科目 I から28単位以上
(うち必修10単位)
 - ③ 実践教育科目から2単位以上

【3年次進級要件】

・経済学基礎科目から34単位以上
(うち必修12単位以上)

【2年次編入】

出身校(短期大学, 高専等)で修得した単位に応じて, 1年次対象の共通教育科目の単位を認定。入学後については, 上記カリキュラムマップのとおり(ただし, 1年次向け経済学基礎科目は, 2年次以降に履修する)。

専門知識の習得と実践
実習科目の強化

社会科学基礎・共通教育科目の習得

【経済学基礎科目】
(必修)(10単位)
統計学 I
経済数学A
経済数学B
マクロ経済学 I

【共通教育科目】
(37単位)
教養ゼミナール群
環境科学群
人文科学群
社会科学群
自然科学群
体育・スポーツ群

外国語科目
健康科学科目
新入生ゼミナール科目

【経済学基礎科目】
(必修)(8単位)
ミクロ経済学 I
統計学 II

(選択)(24単位以上)
ミクロ経済学 II, マクロ経済学 II
ゲーム理論入門
環境経済学 I, 社会経済学
経済史, 世界経済論
経営学, 簿記・会計入門
情報処理A・B, 国際金融
財政学, 国際経済学
金融論A・B, 産業組織
アジア経済論, 現代産業論
現代職業論, 経営者と企業
英語文献研究

【コース専門科目 I】
(必修)(10単位)
法と経済学 I, 環境経済学 II
独占禁止法の経済学
経営組織論, 財務会計

(選択)(18単位以上)
法と経済学 II, 社会政策論
経済法, 会社法 I・II, 計量経済学 等

【コース専門科目 II】
ファイナンス理論, 公共経済学, 地方財政
都市政策論, 医療社会学, 損保数理 等

【実践教育科目】
(選択)(2単位以上)
経済規制の実務, 計量分析
行動・実験経済学, 実証日本経済論 等

赤字は学際系科目
紫字は実践教育科目

【演習科目】
経済学演習 I

【演習科目】
経済学演習 II
健康・スポーツ・自然演習 I・II

【卒業論文】
卒業論文

キャリアアデバロップメント科目

【3年次進級要件】
・経済学基礎科目から34単位以上
(うち必修12単位以上)

【2年次編入】
出身校(短期大学, 高専等)で修得した単位に応じて, 1年次対象の共通教育科目の単位を認定。入学後については, 上記カリキュラムマップのとおり(ただし, 1年次向け経済学基礎科目は, 2年次以降に履修する)。

【卒業要件】
1. 共通教育科目から37単位以上
2. 専門科目から90単位以上
①経済学基礎科目から42単位以上
(うち必修18単位)
②コース専門科目 I から28単位以上
(うち必修10単位)
③実践教育科目から2単位以上

社会科学基礎・共通教育科目の習得

【法律基礎科目】
(必修)(8単位)
刑法 I
民法総則
物権法

【共通教育科目】
(37単位)
教養ゼミナール群
環境科学群
人文科学群
社会科学群
自然科学群
体育・スポーツ群
外国語科目
健康科学科目
新入生ゼミナール科目

【法律基礎科目】
(必修)(8単位)
憲法、契約法 I、政治学基礎、
自然環境概論

(選択)(20単位)
行政法、契約法 II・III
不法行為法、会社法 I、刑法 II
刑事訴訟法、知的財産法基礎

【コース専門科目】
環境法 I、環境法 II

【法律基礎科目】
(選択)(20単位)
民事訴訟法、民事執行保全法

【環境法務科目】
(24単位以上)
都市環境と行政法、**環境テクノロジー**、
水環境法、国際環境法、環境と刑法
環境経済学 I・II、**環境理学概論**、
環境社会学概論、**環境教育概論**、
環境農学概論、**環境と憲法訴訟**、
自然環境フィールドワークの理論と実践、**国際政治**

赤字は学際系科目
紫字は実践教育科目

【実務講義科目】
現代法務
行政実務

【演習系科目】
(必修)(4単位)
基礎演習 I

【法務実習科目】
(選択)(2単位)
行政法務実習、環境法務実習
裁判法務実習 等

【演習系科目】
(選択)(10単位)
基礎演習 II、環境法演習 I・II 等

【演習系科目】
(選択)(10単位)
卒業論文

キャリアデベロップメント科目

【3年次進級要件】
・法学基礎科目の必修科目から10単位以上
・演習系科目の「基礎演習 I」4単位
・専門科目から合計34単位以上

【2年次編入】
出身校(短期大学、高専等)で修得した単位に
応じて、1年次対象の共通教育科目の単位を
入学後については、上記カリキュラムマップのとおり
(ただし、1年次向け法律基礎科目は、2年次以降
に履修する)。

【卒業要件】
1. 共通教育科目から37単位以上
2. 専門科目から90単位以上
①法律基礎科目から36単位以上(うち必修16単位)
②コース専門科目から30単位以上
・環境法務科目から24単位以上(うち必修8単位)
③法務実習科目から2単位以上
④演習系科目から14単位以上(うち4単位必修)

社会科学基礎・共通教育科目の習得

専門知識の習得と実践
実習科目の強化

【法律基礎科目】
(必修)(8単位)
刑法 I
民法総則
物権法

【共通教育科目】
(37単位)
教養ゼミナール群
環境科学群
人文科学群
社会科学群
自然科学群
体育・スポーツ群

外国語科目
健康科学科目
新入生ゼミナール科目

【法律基礎科目】
(必修)(8単位)
憲法, 契約法 I, **自然環境概論**

(選択)(20単位)
行政法, 契約法 II・III
不法行為法, 会社法 I, 刑法 II
刑事訴訟法, 知的財産法基礎

【コース専門科目】
環境法 I (他コース科目)
統治機構論(他コース科目)

【実務講義科目】
現代法務
行政実務

【演習系科目】
(必修)(4単位)
基礎演習 I

【法律基礎科目】
(選択)(20単位)
民事訴訟法, 民事執行保全法

【経済・企業法務科目】
(24単位以上)
会社法 II, 担保法, **テクノロジー概論**
労働法, 企業取引法, 親族・相続法
倒産法, 簿記・会計入門, **管理会計**
経営学, 法人税法, 知的財産法 I・II
経済法, 危機管理法務

【法務実習科目】
(選択)(2単位)
労働法務実習, 契約法務実習
知財法務実習 等

【演習系科目】
(選択)(10単位)
基礎演習 II, 倒産法演習, 社会保障法演習 等

キャリアデベロップメント科目

【3年次進級要件】
・法学基礎科目の必修科目から10単位以上
・演習系科目の「基礎演習 I」4単位
・専門科目から合計34単位以上

【2年次編入】
出身校(短期大学, 高専等)で修得した単位に応じ
て, 1年次対象の共通教育科目の単位を設定。
入学後については, 上記カリキュラムマップのとおり
(ただし, 1年次向け法律基礎科目は, 2年次以降
に履修する)。

【卒業要件】

1. 共通教育科目から37単位以上
2. 専門科目から90単位以上
①法律基礎科目から36単位以上(うち必修16単位)
②コース専門科目から30単位以上
・経済・企業法務科目から24単位以上(うち必修6単位)
・環境法務科目から2単位以上
③法務実習科目から2単位以上
④演習系科目から14単位以上(うち4単位必修)

赤字は学際系科目
紫字は法務実習科目

社会科学基礎・共通教育科目の習得

専門知識の習得と実践
実習科目の強化

【法律基礎科目】
(必修)(8単位)
刑法 I
民法総則
物権法

【共通教育科目】
(37単位)
教養ゼミナール群
環境科学群
人文科学群
社会科学群
自然科学群
体育・スポーツ群

外国語科目
健康科学科目
新入生ゼミナール科目

【法律基礎科目】
(必修)(8単位)
憲法, 契約法 I, **自然環境概論**

(選択)(20単位)
行政法, 契約法 II・III
不法行為法, 会社法 I, 刑法 II
刑事訴訟法, 知的財産法基礎

【コース専門科目】
統治機構論, 行政学概論, 自治行政

【実務講義科目】
現代法務
行政実務

【演習系科目】
(必修)(4単位)
基礎演習 I

【法律基礎科目】
(選択)(20単位)
民事訴訟法, 民事執行保全法

【都市・行政法務科目】
(24単位以上)
行政救済法, **都市テクノロジー**
自治体法, 都市行政と刑法
社会保障法, **統計学 I, 都市政策論**
ミクロ経済学 I, マクロ経済学 I
計量経済学, 市民税法

【法務実習科目】
(選択)(2単位)
行政法務実習, 税務実習
環境法務実習 等

【演習系科目】
(選択)(10単位)
基礎演習 II, 行政法演習, 行政学演習 等

キャリアデベロップメント科目

【卒業要件】

1. 共通教育科目から37単位以上
2. 専門科目から90単位以上
①法律基礎科目から36単位以上(うち必修16単位)
②コース専門科目から30単位以上
・都市・行政法務科目から24単位以上(うち必修6単位)
・環境法務科目から2単位以上
- ③法務実習科目から2単位以上
④演習系科目から14単位以上(うち4単位必修)

【3年次進級要件】

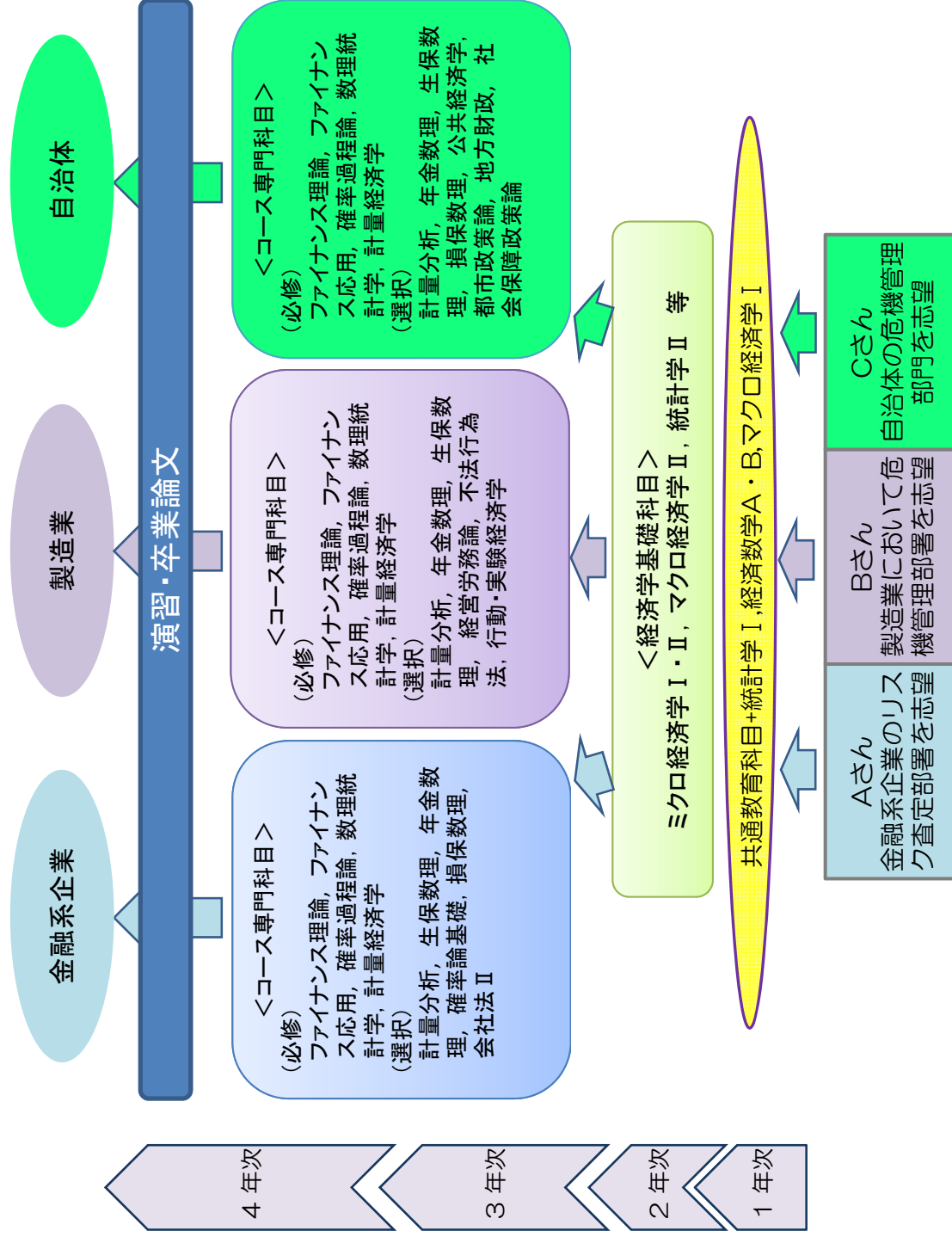
- ・法学基礎科目の必修科目から10単位以上
- ・演習系科目の「基礎演習 I」4単位
- ・専門科目から合計34単位以上

【2年次編入】
出身校(短期大学, 高専等)で修得した単位に
応じて, 1年次対象の共通教育科目の単位を
認定。
入学後については, 上記カリキュラムマップの
とおり(ただし, 1年次向け法律基礎科目は,
2年次以降に履修する)。

資料 2 : 履修モデル

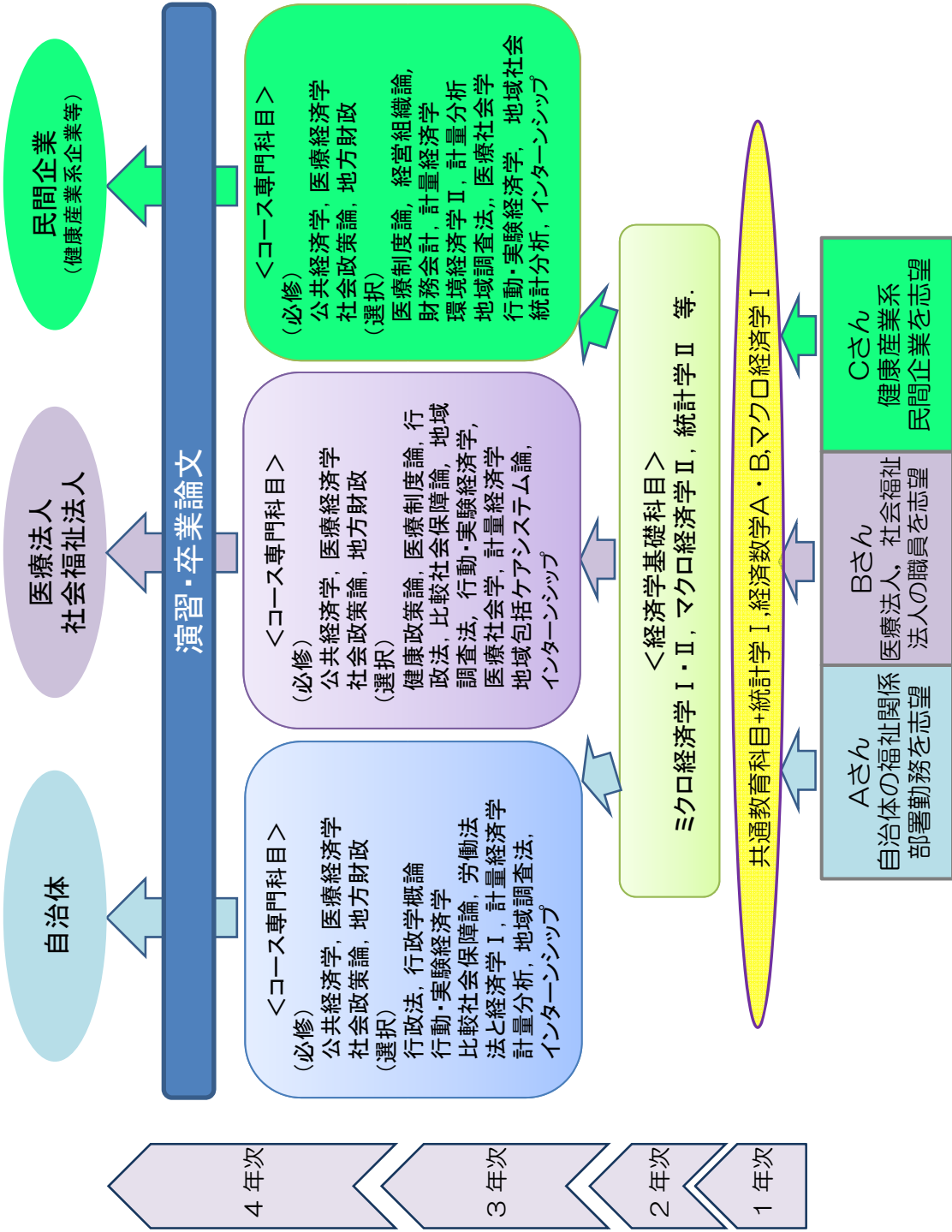
履修モデル

＜応用経済学科＞
リスク分析コース



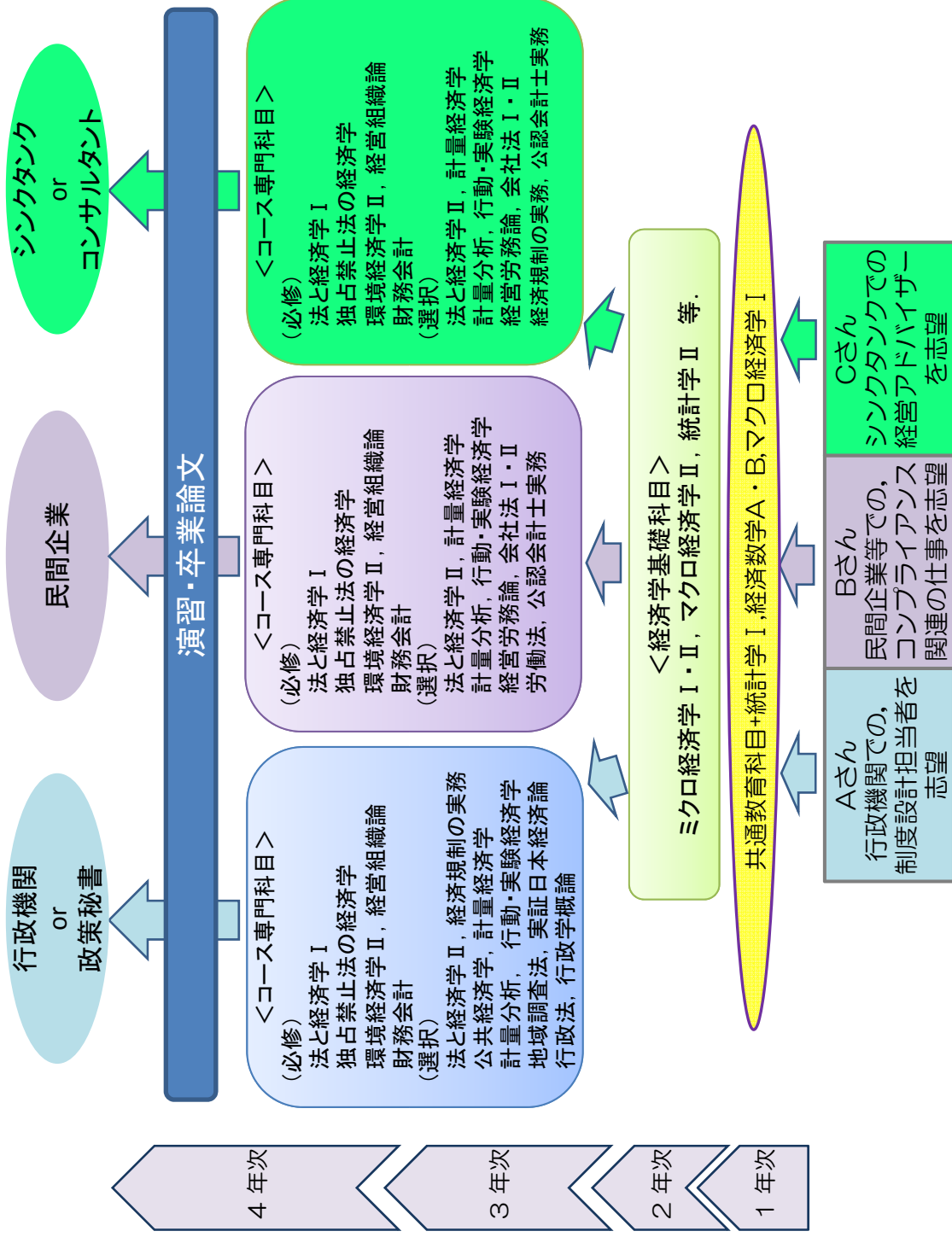
履修モテ儿

＜応用経済学科＞
公共経済コース

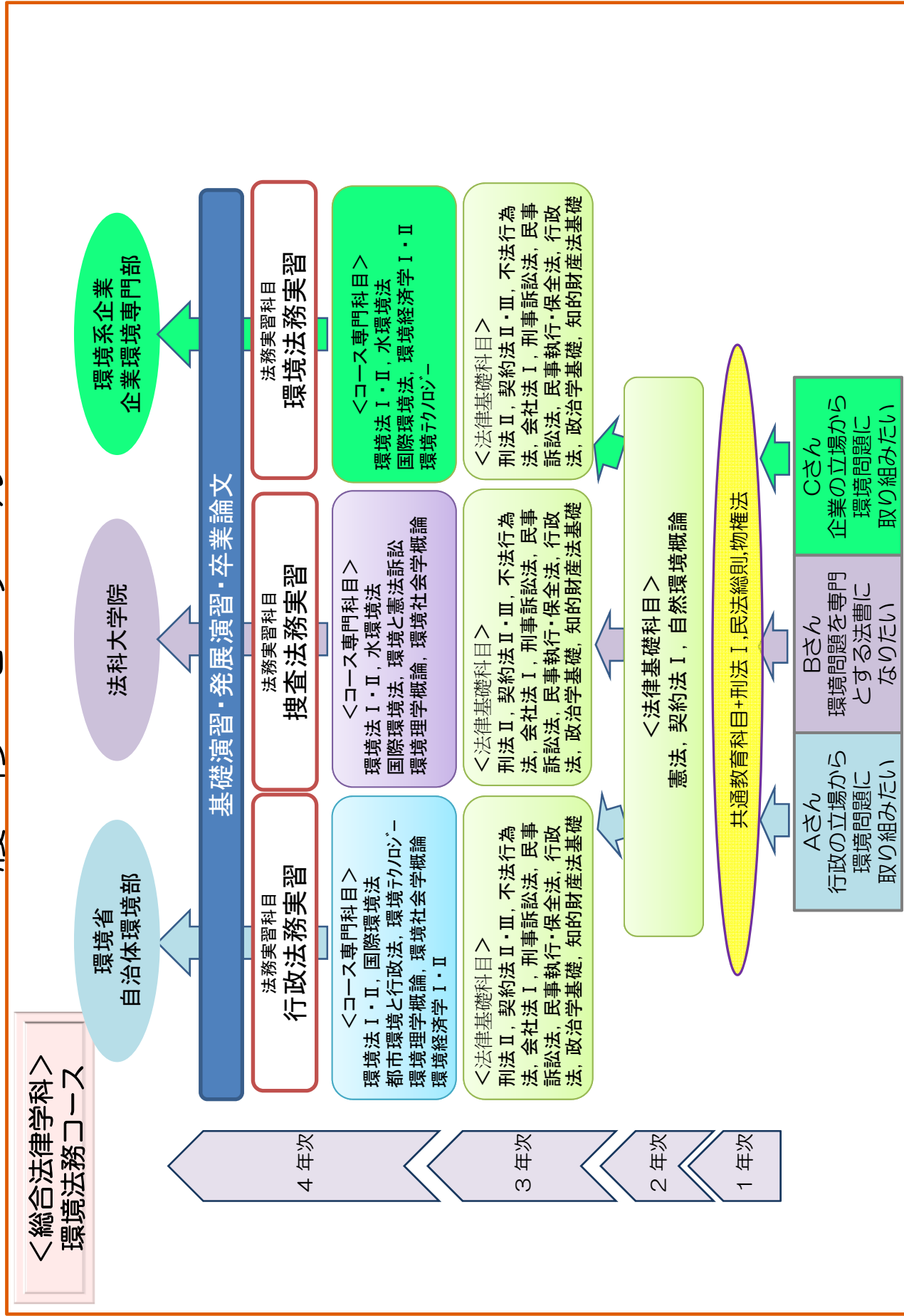


履修モデル

＜応用経済学科＞
法と企業の経済分析コース



履修モジュール



履修モテ儿

＜総合法律学科＞
経済・企業法務コース

国税庁
税理士

労働局
企業内人事部

企業総合職

基礎演習・発展演習・卒業論文



法務実習科目

税務実習

＜コース専門科目＞
法人税法、簿記・会計入門、経営学、企業取引法、会社法Ⅱ、親族・相続法、倒産法、経済法、労働法

＜法律基礎科目＞

刑法Ⅱ、契約法Ⅱ・Ⅲ、不法行為法、会社法Ⅰ、刑事訴訟法、民事訴訟法、民事執行・保全法、行政法、政治学基礎、知的財産法基礎

法務実習科目

労働法務実習

＜コース専門科目＞
労働法、法人税法、企業取引法、会社法Ⅱ、親族・相続法、倒産法、経済法、危機管理法務

＜法律基礎科目＞

刑法Ⅱ、契約法Ⅱ・Ⅲ、不法行為法、会社法Ⅰ、刑事訴訟法、民事訴訟法、民事執行・保全法、行政法、政治学基礎、知的財産法基礎

法務実習科目

契約・知財法務実習

＜コース専門科目＞
経営学、簿記・会計入門、企業取引法、会社法Ⅱ、テクノロジー一般論、経済法、倒産法、危機管理法務

＜法律基礎科目＞

刑法Ⅱ、契約法Ⅱ・Ⅲ、不法行為法、会社法Ⅰ、刑事訴訟法、民事訴訟法、民事執行・保全法、行政法、政治学基礎、知的財産法基礎

＜法律基礎科目＞

憲法、契約法Ⅰ、自然環境概論

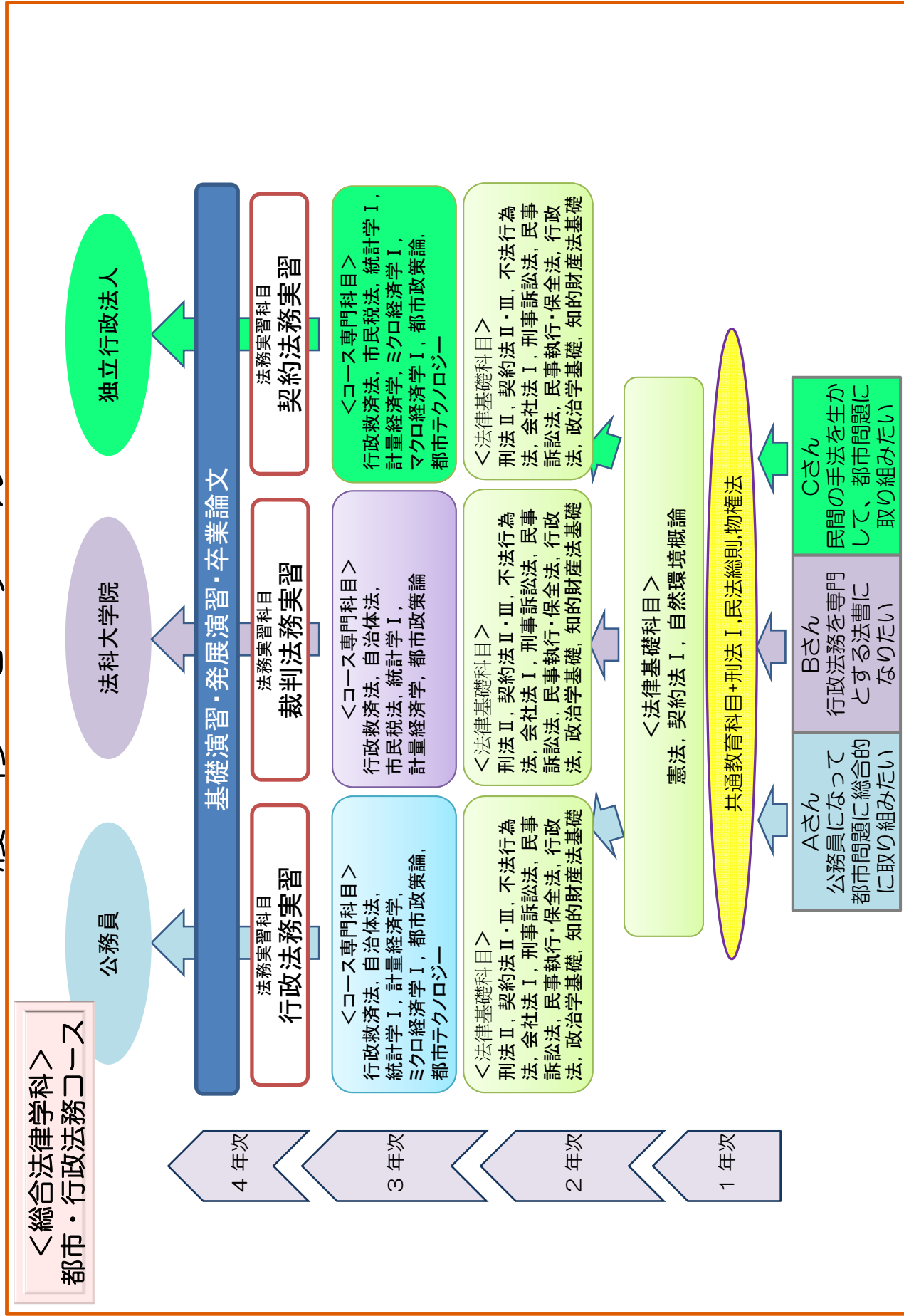
共通教育科目+刑法Ⅰ、民法総則、物権法

Aさん
国税専門官か税理士になりたい。

Bさん
労務に携わる仕事がしたい

Cさん
企業で法務に携わりたい。

履修モテ儿



資料 3 : 経法学部のカリキュラム・ポリシー (CP)

経法学部のカリキュラム・ポリシー（CP）

ディプロマ・ポリシーで定義された能力を持つ人材を養成するため、以下の方針（カリキュラム・ポリシー（CP））に沿った教育プログラムを編成する。

【学部共通のカリキュラム・ポリシー】

【学部共通のカリキュラム・ポリシー】

専門教育は2つのステージにわかれ、第1ステージは「基礎科目」、第2ステージは「コース専門科目」及び「実践系科目」（応用経済学科の「実践教育科目」群と総合法律学科の「法務実習科目」群から構成される）を中心に構成される。これに加えて、応用経済学科には「法学系選択科目」群、総合法律学科には「実務講義科目」、「演習系科目」群、及び「経済学系選択科目」群がある。これに、キャリア形成のための「キャリア・デベロップメント科目」を両学科に加えて完結する。学生は、1・2年次において第1ステージから専門科目の履修を始め、第2ステージ以降のより発展的な科目の履修に備える。本教育プログラムは、3つの柱（Ⅱ・1参照）に対応する以下の①から③の方針と、キャリア形成のための④の方針に基づいて編成される。

① 専門分野の理論および分析手法の基礎力は、主に第1ステージに位置する専門科目の中の基礎科目の履修を通じて修得される。基礎科目には、経済学あるいは法学の体系の理論的基盤を構成する科目が含まれる。

専門分野における理論や分析手法の応用力は、第2ステージのコース専門科目の履修を通して修得される。各学科には、理論や分析手法の応用場面として選定された社会的課題に対応した3つのコースが用意されており、学生はそのいずれかを選ぶ。

② 社会の現代的課題の特性について理解を深めるため、コース専門科目の中に、コースがターゲットとする社会的課題に関連する他分野との連携科目を配置する。他分野の考え方を学習し、社会科学の考え方との相違を確認することを通じ、広い視野を獲得するだけでなく、自らの専門分野を客観視して知見を深めることができる。

③ 専門分野の応用力の育成は、知識の獲得に加えて、具体的な知識の使い方を技術として身につけることによって実質化される。このため、アクティブ・ラーニングの手法を多用して、学生の能動的な学習を促す「実践系科目」群を第2ステージに展開し、専門的知識と分析力を現場で結びつける実践力を身につける。

④ 専門教育には、キャリア・デベロップメント科目として、英語を初めとする外国語およびインターンシップやボランティアの体験を通じた社会分析の科目等を配置し、学生は現代の産業社会が社会人に求める語学力やコミュニケーション能力といった資質を身につける。

【応用経済学科のカリキュラム・ポリシー】

本学科では、コース専門科目はさらに「コース専門科目Ⅰ」と「コース専門科目Ⅱ」に分類

される。コースの課題に直結した科目はコース専門科目Ⅰに、それ以外の応用科目はコース専門科目Ⅱで展開される。

① ミクロ経済学Ⅰ，マクロ経済学Ⅰを初めとする経済学の理論的基盤に関する初等科目と、データ分析の理解に欠かせない統計学，またそれらを理解するのに必要な経済数学などを含む基礎的科目を第1ステージの基礎科目に配置する。また，産業や財政，国際経済といった社会の局面に関する初等的応用科目も第1ステージに配置する。

② 各コースが用意する，具体的な応用力養成のための科目群である「コース専門科目Ⅰ」は以下の方針に基づいて展開される。

- ・**リスク分析コース**：学生は，計量経済学を出発点とし，数理統計学や計量分析やファイナンス科目を初めとする発展科目を履修し，リスク計量と分析のためのより高度な経済学および統計学理論や手法を理解し，代表的なリスク対応であるファイナンスや保険理論を学習する。

- ・**公共経済コース**：学生は，公共経済学，医療経済学や地方財政をはじめとする，社会の仕組みや制度の経済学的分析を扱う科目を履修し，医療・健康分野における制度・政策を学び，この分野に関する経済学理論の応用方法を理解し，また実態を把握するための定性・定量的分析手法を学習する。

- ・**法と企業の経済分析コース**：学生は，法と経済学，環境経済学，財務会計などをはじめとする，法制度と経済活動との関わりについての経済学的分析を扱う科目を履修し，法制度の役割や，法制度の企業活動への影響を経済学的視点から見るための具体的な理論の応用手法と，その実態を把握するための定性・定量的分析手法を学習する。

③ 現実の社会的課題に関連する他分野の知見に関する理解力と視野拡大を得るため，コースに対応した学際領域科目がコース専門科目Ⅰに展開される。

- ・**リスク分析コース**：学生は，リスクに対する理学的アプローチを学習する。理学部と連携し，生保数理をはじめとする保険によるリスク対応を理解する科目や，確率論基礎をはじめとしたリスクそのものを確率を介して定量的に把握する手法を理解する科目を配置する。

- ・**公共経済コース**：学生は，医療・健康分野における臨床と公衆衛生の視点を学習する。医学部と連携し，医療政策に関する科目および公衆衛生関連科目を展開する。

- ・**法と企業の経済分析コース**：学生は，産業や企業に影響が大きい法制度や法の考え方を学習する。総合法律学科と連携し，労働法や会社法をはじめとする経済活動に影響が大きい法学科目を用意する。

④ 理論や分析手法の知識を現場で活用し実践する能力を養成するため，アクティブ・ラーニング手法を多用した実践教育科目を第2ステージに用意し，学習した分析手法の習熟度を高め，分析手法と理論との構造的結合を強化することで，応用力の実質化を図る。実践教育科目は演習形式で実施される。

- ・**リスク分析コース**：計量分析，行動・実験経済学の科目を中心に，データ生成や加工に対

する理解や、計量分析のための基礎理論とそれを応用するためのプログラム操作を学習し、データ解析スキルを修得するとともに、経済実験手法によるリスクの実態に迫る。

・**公共経済コース**：社会調査法，地域社会統計分析や実習医療経済学の科目を中心に，質的量的データ採取と分析のスキルを獲得し，医療・保健・福祉・介護等の分野の実態と現場における実務と支援の作法を学習し，また，経済実験手法を通じて制度が人間の意思決定に及ぼす影響を直接測定する。

・**法と企業の経済分析コース**：経済規制や会計事例の科目を中心に，自治体等における規制策定の実際やその結果を調査したり，地域の会計事務所や企業で企業会計の視点から企業活動の実態を観察したりすることを通じて，法制度をはじめとする社会制度が企業活動に及ぼす影響を実態に沿って分析する。

【総合法律学科のカリキュラム・ポリシー】

①第1ステージの基礎科目には，憲法，民法，刑法，商法，民事訴訟法，刑事訴訟法という六法に行政法を加えた基本科目と自然環境概論を配置する。学生は，基礎科目を履修することにより，現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を習得するとともに，第2ステージに展開されるより発展的かつ高度な分析手法を必要とする科目の履修に備える。

②第2ステージには，各コースが設定する課題を解決するために必要なコース専門科目を展開することで，学生の総合的な問題解決能力を養う。コース専門科目は，それぞれのコースごとに以下の内容とする。

・**環境法務コース**：環境に関する法学的アプローチを修得するために環境法務科目を配置する。環境法務科目は、環境法Ⅰ，Ⅱをはじめとする法律科目を配置し、また学際分野による総合的な問題解決能力を身に付けるため，応用経済学科と連携して環境経済学Ⅰ，Ⅱなどの科目を，理学部，工学部と連携して環境理学，環境テクノロジーなどの科目を配置する。

・**経済・企業法務コース**：種々の法制度を背景に展開される経済社会を動的に分析し，社会に貢献できる手法を修得するために経済・企業法務科目を配置する。経済・企業法務科目は，労働法，会社法Ⅱ，企業取引法などの法律科目を配置し、また学際分野による総合的な問題解決能力を身に付けるため，応用経済学科と連携して簿記・会計入門などの科目を，工学部と連携してテクノロジー概論などの科目を配置する。

・**都市・行政法務コース**：都市における行政，行政と市民との関わりを分析する基礎および手法を修得するため，都市・行政法務科目を配置する。都市・行政法務科目は、統治機構論，行政救済法，自治体法などの法律科目を配置し、また学際分野による総合的な問題解決能力を身に付けるため，応用経済学科と連携して統計学Ⅰ，ミクロ経済学Ⅰ，マクロ経済学Ⅰを，工学部と連携して都市テクノロジーなどの科目を配置する。

③実務における問題意識やその解決方法を学び，身に付けた理論や分析手法の知識を現場で活用し実践する能力を養成するため，アクティブ・ラーニング手法を多用した法務実習科目

を用意する。

資料 4 : 実践教育科目及び法務実習科目 の実施概要

実践教育科目及び法務実習科目の実施概要

新設の経法学部における実践系科目（設置の趣旨等を記載した書類Ⅱ. 3）は、応用経済学科では「実践教育科目」群に属する8科目、総合法律学科では「法務実習科目」群に属する8科目で構成される。下の表は、学科別に各実践系科目の実施概要をまとめたものである。なお、応用経済学科の実践教育科目8科目はいずれも演習形式で実施されるが、そのうち受入れ先が必要な実習要素を含む科目は3科目である。総合法律学科の8科目は、すべて演習形式と実習形式を半々で併用する。（設置の趣旨等を記載した書類Ⅸ）

1. 応用経済学科：実践教育科目の実施概要

科目名	特色	実習受入れ先と人数
実証日本経済論	日本経済のデータを使った分析演習を行いながら、利用するデータへの理解、分析ツールの習得、日本経済の特徴への適切な理解を同時に獲得することを目標とする。利用するデータは、国民経済計算、財政の現状、産業連関表、法人企業統計などのほかに、授業担当者が作成に参加し一般公開されている2つのデータベースである。	該当なし
行動・実験経済学	グループワークを使った演習形式で行う。実験で採取したデータをどのように統計的に扱うか、どのようにデータを分析・解釈するかを学習する。実験に自ら参加し、各自PCを利用して、実験実施及びデータ解析を体験する。	該当なし
計量分析	この授業では、Rとよばれる統計ソフトを用いて、経済データを自分で分析する能力を身に付けることを目標とする。実際に自分の手でデータを取得・整理し、グラフ作成などの可視化作業を行い、経済モデルにデータをあてはめるステップを踏んだ上で、計算結果に基づいた、モデルの検証を行う作業へ進む。	該当なし
地域調査法	地域統計データを利用して、コーホート分析やシフトシェア分析、修正ウィーバー法などの分析手法を学ぶ。その後、実際に地域に出向いて、都市の構造や経済活動の実態を理解するためのフィールドワークを行う。	一般社団法人 長野県建築士会松筑支部 青年女性委員会 (25名程度) 松本都市デザイン学習会 (25名程度)

<p>地域包括ケアシステム論</p>	<p>「地域包括ケアシステム」に直接関わる、行政、医療、介護、地域福祉等の支援セクターが抱える課題をグループワークでリサーチし、そこで得られた仮説を携えてそれぞれのセクターに参加観察に入り、それらの成果をもとにグループワークを通じて課題の解決策をまとめ、プレゼンテーションを行なう、演習形式をとる。</p>	<p>松本市役所(3名程度) 社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 (9名程度) 信州大学医学部附属病院 (6名程度) 独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター (3名程度) 社会医療法人財団 慈泉会相澤病院 (3名程度)</p>
<p>地域社会統計分析</p>	<p>ヘルスケア領域をはじめ、データ分析の有効活用可能な分野で活躍できる人材育成のために、保健・医療政策などに関連する地域社会統計（人口動態統計、国勢調査など）の情報処理能力を開発することを目標とする。すなわち、GIS（地理情報システム）利用のための知識の習得、GIS活用のための実践的な技能の育成を目指す科目である。情報処理、結果分析、分析結果のプレゼンテーションを講義・実習を交えながら実施する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>経済規制の実務</p>	<p>財務省、経済産業省、長野県庁、松本市役所などで、規制の策定・実施に携わる実務家を招き、事例紹介・意見交換を行うことを交え、規制の経済的役割について考察する機会を提供する。その後、規制の実施による問題改善の可能性を、グループワークで検討し、最終レポートとしてまとめ、外部講師や、報告に関連する機関のスタッフ等を招いて研究報告を行う。</p>	<p>該当なし</p>
<p>会計事例</p>	<p>財務会計で学習した基礎知識をもとに EDINET などから有価証券報告書入手し、定量・定性情報の両面から企業分析を行い、また粉飾決算といった企業事例についても分析する。さらに、会計理論と実務の密接な関わりを理解するため、公認会計士による講義や会計事務所における現場体験も実施する。</p>	<p>新日本有限責任監査法人 (25名程度)</p>

2. 総合法律学科：法務実習科目の実施概要

科目名	特 色	実習地と人数
行政法務実習	<p>行政実務における実際上の課題を理解するとともに、大学での法律学の学習と現場の結びつきの理解を深めることを目的とし、2～3名の学生を1グループとし、担当教員と受入先との事前調整の上、①担当教員の指導のもとでの大学での事前学習、②受入先での実習（3日間）、③担当教員の指導のもとでの大学での事後学習、④事後学習の成果についての受入先による講評を実施する。受入先としては長野県庁、松本市役所を予定している。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、学部専任教員（*大江裕幸）が担当する。</p>	<p>長野県庁 （12名程度） 松本市役所 （12名程度）</p>
環境法務実習	<p>環境法ⅠおよびⅡにおける座学中心の授業を前提として、環境法が現場でどのように実践されているかを理解させ、実践力を身につけさせることを目的とする。</p> <p>具体的には、環境事件に携わった経験を有する法曹関係者に対する聴取調査、一般廃棄物の中間処理施設・最終処分場等といった環境関連施設に赴き職員等に対して聴取調査を行うことにより、環境法が現場でどのように生かされているのかを体現し、環境保護の意義について実践的理解を得られるようにすることをねらいとする。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、学部専任教員（*小林寛）が担当する。</p>	<p>安藤法律事務所 神戸法律事務所 久保田法律事務所 （10名程度）</p>
税務実習	<p>税務署の協力のもと、税務に関する法理論を実践させることを通じて、理論と実務のかかわりについて理解させ、実践力を身につけさせることを目的とする。具体的には、税務署の組織に関する概要を学ぶとともに、模擬事例をもとに実際に確定申告等の資料を作成する等の実習を行う。こうした実習を通じて、税務の現場を実体験し、税務が社会においてどのような役割を果たすのか、また、税務に関連する職種にはどのようなものがあるかを学ぶ。実習地は松本税務署を予定している。</p> <p>事前・事後学習、成績評価は、学部専任教員（*池田秀敏）が担当する。また実習のコーディネート、実習補助を学部専任教員（*橋本彩）が担当する。</p>	<p>松本税務署 （10名程度）</p>

<p>労働法務実習</p>	<p>長野労働局と日本労働組合総連合会長野県連合会の協力のもと、労働法に関連する法理論を実践させることを通じて、理論と実務のかかわりについて理解させ、実践力を身につけさせることを目的とする。</p> <p>まず学生は、長野労働局の指導のもと、労働行政に関わる法務について、グループワークを交えつつ、実習を行う。次に、日本労働組合総連合会長野県連合会の指導のもと、チームに分かれて、模擬の資料をもとに、労働相談と団体交渉を体験する。実習地は、長野労働局管内の施設と日本労働組合総連合会長野県連合会管内の施設を予定している。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、学部専任教員（*島村暁代）が担当する。</p>	<p>長野労働局 日本労働組合総連合会 長野県連合会 (10名程度)</p>
<p>契約法務実習</p>	<p>地域の法曹関係者の協力のもと、模擬資料を用いて、履修者に、契約に関する民法理論を実践させることによって、理論と実務の関わりについて理解させ、実践力を身につけさせることを目的とする。実務家の指導のもと、履修者は、まず、課題の契約締結に必要な情報及びその収集方法を考える。そして、履修者は、模擬資料を分析したうえで契約書を作成し、さらに、契約締結に必要な手続きを検討する。その後は、紛争が生じたと仮定して、履修者は、その紛争への対処方法を検討する。実習に際しては、適宜、関係施設の見学を実施する。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、学部専任教員（*山代忠邦）が担当する。</p>	<p>安藤法律事務所 神戸法律事務所 久保田法律事務所 (20名程度)</p>
<p>知財法務実習</p>	<p>知的財産法に関わる実際の活動を通して、知的財産法がビジネスに関わり社会で生きる実態について、理解を深める。学生数名でチームを編成し、エレクトロニクス、医薬品、化学などの企業や官公庁のほか、著作権管理団体、醸造業、ブランド企業などに取材を行うこととし、準備状況と成果を報告する形式で進める。状況が許せば、国際機関や外国の企業や政府機関への取材を取り込む。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、兼任の教員として、東京大学玉井克哉教授が担当する。</p>	<p>特定非営利活動法人 知的財産研究推進機構 (10名程度)</p>

<p>裁判法務実習</p>	<p>地域の法曹関係者の協力のもと、模擬裁判資料を用いて、公判に関する刑事訴訟法の理論を実践させることで、理論と実務のかかわりについて理解させて、実践力を身につけさせることを目的とする。</p> <p>学生は、裁判チーム、検察チーム、弁護チームに分かれて、模擬資料を基に、起訴すべき罪名、立証すべき事実、争点の整理などを行ったうえで、関係資料（起訴状、証拠等関係カード、冒頭陳述書）を作成する。模擬裁判当日は、実務家立会のもと、公判手続を進めて、証拠調べ終了後には、論告、弁論を作成し、結審後は、裁判チーム主体で評議を行い、判決を言い渡すところまで行う。</p> <p>実習地は、基本的に演習室を法廷に見立てて行い、適宜、裁判傍聴を実施する。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、学部専任教員（*丸橋昌太郎）が担当する。</p>	<p>学内演習室 (20名程度)</p>
<p>捜査法務実習</p>	<p>長野県警察本部と長野地方検察庁の協力のもと、模擬捜査資料を用いて、学生に、捜査に関する刑事訴訟法の理論を実践させることで、理論と実務の関わりについて理解させて、実践力を身につけさせることを目的とする。</p> <p>まず、学生は、長野県警の指導の下、実況見分の作成、指紋採取を行う。そして、吉開多一国土舘大学教授（元検事）の指導の下、勾留状の作成、証拠物の確認、参考人の聴取、被疑者の取調べを行う。長野地方検察庁の施設の見学も併せて行う。</p> <p>実習地は、演習室を取調室に見立てて行い、実況見分調書の作成は、信州大学構内の施設を対象にして行う。</p> <p>事前・事後学習、実習のコーディネート、成績評価は、兼任の教員として、国土舘大学吉開多一教授が担当する。</p>	<p>学内演習室 (10名程度)</p>

資料 5 : 実習施設一覧及び実習受入承諾書

実習施設一覧

<応用経済学科>

実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数	備考
一般社団法人長野県建築士会 松筑支部青年女性委員会	〒390-0828 松本市庄内2丁目2番26号	地域調査法	25名程度	
松本都市デザイン学習会	〒390-0805 松本市清水1丁目9番509号	地域調査法	25名程度	
松本市役所	〒390-8620 松本市丸の内3番7号	地域包括ケアシステム論	3名程度	
社会福祉法人 松本市社会福祉協議会	〒390-0833 松本市双葉4-16	地域包括ケアシステム論	9名程度	
信州大学医学部附属病院	〒390-8621 松本市旭3丁目1番1号	地域包括ケアシステム論	6名程度	
独立行政法人国立病院機構 まつもと医療センター	〒399-8701 松本市村井町南2丁目20番30号	地域包括ケアシステム論	3名程度	
社会医療法人財団 慈泉会 相澤病院	〒390-8510 松本市本庄2丁目5番1号	地域包括ケアシステム論	3名程度	
新日本有限責任監査法人 松本事務所	〒390-0874 松本市大手3丁目1番1号	会計事例	25名程度	

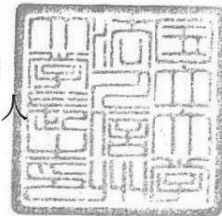
<総合法律学科>

実習施設名	所在地	授業科目名	受入可能人数	備考
長野県庁	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	行政法務実習	12名程度	
松本市役所	〒390-8620 松本市丸の内 3番7号	行政法務実習	12名程度	
安藤法律事務所	〒390-0861 松本市蟻ヶ崎 1丁目 3番7号	環境法務実習	10名程度	
神戸法律事務所	〒390-0811 松本市中央 3丁目 11番1号	環境法務実習		
久保田法律事務所	〒390-0811 松本市中央 3丁目 6番3号	環境法務実習		
松本税務署	〒390-0875 松本市城西 2丁目 1番20号	税務実習	10名程度	
長野労働局	〒380-8572 長野市中御所 1丁目 22-1	労働法務実習	10名程度	
日本労働組合総連合会 長野県連合会	〒380-8545 長野市県町 532-3	労働法務実習		
安藤法律事務所	〒390-0861 松本市蟻ヶ崎 1丁目 3番7号	契約法務実習	20名程度	
神戸法律事務所	〒390-0811 松本市中央 3丁目 11番1号	契約法務実習		
久保田法律事務所	〒390-0811 松本市中央 3丁目 6番3号	契約法務実習		
特定非営利活動法人 知的財産研究推進機構	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1丁目 7番12号	知財法務実習	10名程度	

別添の実習受入承諾書は、原本と相違ないことを証明します。

平成27年3月31日

国立大学法人信州大学長
山 沢 清 人



実習受入承諾書


信州大学経法学部の設置の上は、「地域調査法」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 一般社団法人長野県建築士会
松筑支部青年女性委員会

管理責任者等 委員長

長谷川 繁幸 

国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿


実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「地域調査法」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 松本都市デザイン学習会

管理責任者等 世話人 倉澤 聡 

国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿



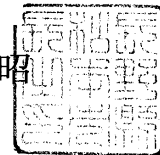
実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「行政法務実習」及び「地域包括ケアシステム論」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 松本市長
管理責任者等 菅谷 昭



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「地域包括ケアシステム論」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

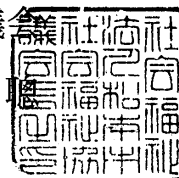
平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 社会福祉法人

松本市社会福祉協議会

管理責任者等 会長 渡辺



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

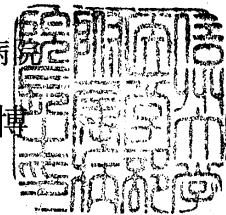
実習受入承諾書

信州大学経済法学部の設置の上は、「地域包括ケアシステム論」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 信州大学医学部附属病院
管理責任者等 病院長 本郷 一博



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「地域包括ケアシステム論」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 独立行政法人国立病院機構

まつもと医療センター

管理責任者等

院長 北野喜良



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「地域包括ケアシステム論」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 社会医療法人財団
慈泉会 相澤病院
管理責任者等 院長 相澤 孝夫



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「会計事例」の授業実施にあたり、
貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 新日本有限責任監査法人
松本事務所所長

管理責任者等

岩 淵 道 男



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿



実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「行政法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

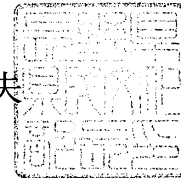
平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 長野県

管理責任者等 県民文化部長

藤森靖夫



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「環境法務実習」及び「契約法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 〒390-0861 長野県松本市蟻ヶ崎 1-3-7

安藤法律事務所

管理責任者等 弁護士 安藤 雅樹



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

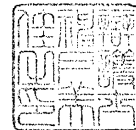
信州大学経法学部の設置の上は、「環境法務実習」及び「契約法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 〒390-0811 長野県松本市中央 3-11-1
ハヤマビル2階 神戸法律事務所

管理責任者等 弁護士 神戸美佳



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「環境法務実習」及び「契約法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

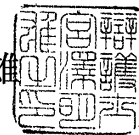
受入機関名 〒390-0811 長野県松本市中央三丁目6番3号
久保田法律事務所

TEL 0263-32-0610 FAX 0263-33-5526

管理責任者等 弁護士 久保田 嘉信



弁護士 宮澤 明雄



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「税務実習」の授業実施にあたり、
貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 松本税務署

管理責任者等 松本税務署長 北沢孝文



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿



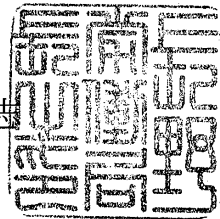
実習受入承諾書

信州大学経法学部の設置の上は、「労働法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 長野労働局
管理責任者等 局長 高森 洋 志



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

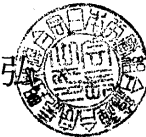
信州大学経法学部の設置の上は、「労働法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 日本労働組合総連合会
長野県連合会

管理責任者等 会長 中山千 弘



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

実習受入承諾書

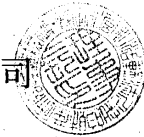
信州大学経法学部の設置の上は、「知財法務実習」の授業実施にあたり、貴学の学生を受入れることを承諾します。

平成27年3月23日

(受入機関名等)

受入機関名 特定非営利活動法人
知的財産研究推進機構

管理責任者等 理事長 安念潤 司



国立大学法人信州大学経済学部長 徳井丞次 殿

資料6：ハワイ大学との学術研究交流及
び教育交流について

ハワイ大学との学術研究交流及び教育交流について

研究及び教育活動を行う上で、海外の研究教育機関との協力関係の構築が重要性を増している。信州大学経済学部では、平成 15 年にハワイ大学ウィリアム S.リチャードソン法科大学院と学術研究及び教育交流に関する協定を結び、平成 16 年度より実質的に研究教育交流を開始している。

ハワイ大学と信州大学は、地域の中心的な高等公共教育機関であり、豊かな自然環境の中で、各分野で環境に関する教育研究を重視しているなどの共通点がある。平成 18 年からは、夏期集中講義期間にハワイ大学より法学系の様々な専門分野の客員教授を招聘し、英語での専門科目の開講とファカルティセミナーを毎年継続している。このハワイ大学教員による授業は、学生にとってはアメリカの大学の第一線で活躍する教員から学び、英語での学習能力を向上させる貴重な機会となっている。また、教員にとってもアメリカ大学での授業方法、教育方法を学び、セミナーではアメリカの専門家の研究に触発を得る機会となっている。また若手の教員を中心に、ハワイ大学を訪問し、共通の分野の研究者との交流の機会を設けることを奨励している。

平成 23 年度からは、社会科学特講（ハワイ大学研修）を開講し、ハワイ大学での研修プログラム（授業とフィールドトリップ）を実施している。期間は、春期休業期間を利用した 15 日程度だが、学習効果を上げるために事前学習も行っている。このプログラムでは、ハワイ地域やアメリカの政治経済課題や多文化共生に関する理解を深めることを目的とし、学生が海外での学習経験から自ら学ぶ姿勢を養い、自己管理能力や海外生活への適応能力を向上させる機会にもなっている。実施にあたっては、信州大学の夏期集中講義の担当教授がハワイ大学での授業を担当したり、環境 NGO や行政機関など訪問先への仲介などの協力を得て実施している。

平成 25 年の協定更改の際には、法科大学院と共に社会科学学院（行政学プログラム）も協定に加わり、行政学や経済学など他の社会科学分野での学術研究及び教育交流を促進する環境整備を行っている。今後もハワイ大学との学術研究及び教育交流を継続的に発展させ、学部教育の更なる充実に結びつけていく。

**日本国信州大学経済学部（経済学科・経済システム法学科）及び
信州大学大学院経済・社会政策科学研究科と
アメリカ合衆国ハワイ大学ウィリアムS. リチャードソン法科大学院及び
行政学プログラムとの間における
学術研究交流及び教育交流に関する協定書**

日本国信州大学経済学部（経済学科・経済システム法学科）及び経済・社会政策科学研究科とアメリカ合衆国ハワイ大学ウィリアムS. リチャードソン法科大学院及び行政学プログラムは、以下の規定に基づき、署名日より両機関の学術研究交流及び教育交流プログラムを設立することに同意する。

(A) 学術研究交流及び教育交流パートナーシップ

1. 両機関はこの協定により学術研究交流及び教育交流を推進し、両大学関係者に対してのみならず、広く両地域社会・日米関係及び日米双方の社会的関心に配慮したテーマ等を設定し、研究・教育交流を行うこととする。
2. この協定により企画される交流・催しは、適宜、弁護士会、大使館、その他の機関等の共催・後援者に支援を受けながら、信州大学経済学部が主たる開催者として行われる「日米環太平洋学術友好協力推進プロジェクト」の中に位置付けられる。
3. この協定により、また上記プロジェクトの一部として、信州大学経済学部はハワイ大法科大学院の専任教員1名又は2名を短期間信州大学経済学部の有給の非常勤講師として招聘し、集中講義の専門科目の1つを担当する他、期間中1回の特別講演を行うこととする。
4. 集中講義の担当に関しては、信州大学における非常勤講師の発令をもって任務及び期間並びに給与を定めるものとする。
5. この集中講義は、正規の授業時間数15回分を5日間（土曜・休日を除く）の間に行い、1日平均3回（1回＝90分）の講義を行うものとする。
6. この集中講義を担当する教員は最終日までの間に試験を行い、その採点を滞在期間内に終了して提出することとする。ただし、単位認定等に関する様々な業務の支援は、開催場所の機関が責任をもって行うこととする。

7. 1回の特別講演及び集中講義専門科目の使用言語は英語によるものとする。この専門科目の教授方法はハワイ大学法科大学院で行われているやり方と同様の形とする。したがって信州大学の受講生はアメリカ式の法学及び行政学の授業スタイルをそのまま享受する形となる。また、受講生は事前に受講登録の際に英語の学業成績または英語資格試験の評点等を申告し、相応の高い英語力が認められた者が受講できるものとする。

8. 集中講義及び特別講演の給与・謝礼は、講義及び講演終了後に精算し支払われるものとする。具体的な金額・支給項目等に関しては、毎回、スケジュール作成に先立ち、旅費、食費、宿泊費を含み、その遂行に支障のない額が考案され、事前に通知されることとする。

(B) 学術交流推進のための研究者間相互訪問と研究交流等の協力体制について

9. 両機関は双方の研究者が短期の（原則1年以内程度）学術研究目的の滞在希望がある場合は、計画に十分な時間と、適切な資金を有する研究者であれば客員研究員として可能な限り協力し受け入れるものとする。専攻分野についての制限は設けないこととする。

10. 短期（原則1年以内程度）の研究滞在の受け入れの際には、査証等入国管理局との問題もあり、可能な範囲内で、何らかの名称をもって、受け入れの身分・称号（ステータス）を、機関として保証することとし、双方の大学院長・学部長は、身分・称号と受け入れの旨の当局宛の文書を発行することとする。

11. 双方の短期研究滞在者には、研究棟内に、研究訪問者用に提供する共同スペース（個室であることを要しない）を最低限提供するものとする。また、研究図書、研究資料等の使用、図書館の使用、コンピューター等機器・設備の使用に関しては可能な限り提供するものとする。ただし、短期滞在者の宿舍の提供・給与の支給・旅費の支給は、いくつかの例外を除いて、含まないこととする。

(C) 総括規定と合意事項

12. 本協定の運用を円滑に実施するために、双方で運営担当者（コーディネーター）を決定することとする。運営担当者（コーディネーター）は、双方の学部長・大学院長が任命する。

13. コーディネーターを運営上の諸問題を補助し支援するために、3名の学部長・大学院長は、可能な限り協力するものとする。

14. この協定は、研究プロジェクト・教育プロジェクトの双方共に、他の機関からの協力・資金提供・ファンド設立及びその他のサポートを、受け入れることができるものとする。

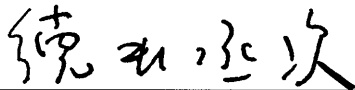
15. 本協定書は署名の日から5年間有効とし、更新の際は、双方で協定書の内容を再検討し、双方の合意に基づき更新できるものとする。

16. 本協定は、双方の合意により、改訂かつ終結できるものとする。どちらか一方が協定の終結を望む場合には、少なくとも1年前に相手側に通知しなければならない。

17. 本協定書は、日本語及び英語で作成し、いずれも同等の効力を有するものとする。

署名日 2013年10月3日

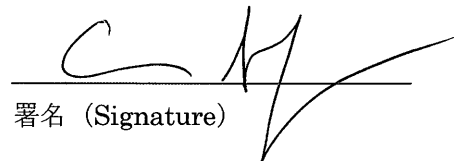
信州大学経済学部（経済学科・経済システム法学科）学部長／
信州大学大学院経済・社会政策科学研究科長



署名 (Signature)

徳井 丞次 (Joji Tokui)

ハワイ大学
ウィリアムS. リチャードソン法科大学院長

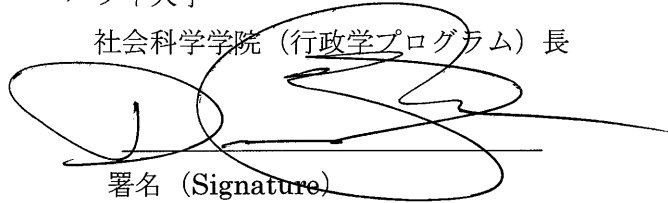


署名 (Signature)

エイヴィアム・ソイファー (Aviam Sofier)

ハワイ大学

社会科学学院 (行政学プログラム) 長

A handwritten signature in black ink, consisting of several loops and a long horizontal stroke extending to the right.

署名 (Signature)

デニス・コナン (Denise Konan)

AGREEMENT FOR ACADEMIC RESEARCH EXCHANGE
AND EDUCATIONAL PARTNERSHIP
BETWEEN
THE WILLIAM S.RICHARDSON SCHOOL OF LAW AND
THE PUBLIC ADMINISTRATION PROGRAM
UNIVERSITY OF HAWAI'I AT MĀNOA, USA
AND
FACULTY OF ECONOMICS
(DEPARTMENT OF ECONOMICS + DEPARTMENT OF LAW
AND ECONO-SOCIAL ADMINISTRATION)
THE GRADUATE SCHOOL OF INDUSTRIAL AND SOCIAL STUDIES
SHINSHU UNIVERSITY, JAPAN

Effective from the date of the signing of this agreement, both institutions hereby agree upon the following terms to promote academic research exchange and educational partnership between the William S. Richardson School of Law and the Public Administration Program at the University of Hawai'i at Mānoa (Hawai'i) and the Faculty of Economics (Department of Economics + Department of law and Econo-Social Administration) and the Graduate School of Industrial and Social Studies at Shinshu University (Shinshu).

(A) Academic Research Exchange and Educational Partnership

1. Both institutions agree to establish an academic exchange and educational partnership paying particular attention not only to the research interests of the two institutions' faculties but also to the wide-ranging interests of the Pacific region, U.S.-Japan relations, and the latest social topics of interest to the people of the United States and Japan.

2. The activities to be carried out under this agreement are a part of the U.S.-Japan Pan Pacific Academic Friendship and Co-operation Development Project. This project is organized mainly by the Faculty of Economics at Shinshu University and

is often supported by other cooperating organizations in Japan including regional bar associations, embassies, and other organizations.

3. Under this agreement, and as part of the above-mentioned Project, the Shinshu University Faculty of Economics will invite one or two faculty from Hawaii to come to Shinshu to teach an intensive course and to give one public lecture.
4. Shinshu University's official appointment system for guest lecturers stipulates the conditions for the intensive course, such as: the period of stay, teaching schedules and the payment.
5. This intensive course at Shinshu University consists of the following: the period of stay is about five working days and, on average, the professor must give three 90 minute lectures a day.
6. The professor will prepare, administer, and grade the final exam. Grading must be completed by the evening of the last day of class. Shinshu will support and help the professor to finalize the student's credits.
7. The language to be used by the professor in teaching the course and delivering one public lecture will be English. The professor will teach the course in the same manner it is taught in Hawaii so that the Shinshu students can be exposed to American-style law and public administration teaching.

To determine eligibility for the intensive course, students will be evaluated by Shinshu based upon their grades in English courses at Shinshu and possibly their English language test scores. Only those proficient in English will be permitted to enroll in the course.

8. Payment for the intensive course and the two lectures will be made after the course

and lectures have been completed. Shinshu will set the amount of the payment in advance of the visit. The amount is designed to cover the reasonable costs incurred by the professor, including transportation, food and lodging.

(B) Visiting Scholars

9. If a faculty member wishes to do short-term (less than one year) research at the other institution, both institutions agree to accept such a faculty member provided there is sufficient time to plan and adequate resources are available for the visiting researcher. There are no restrictions on the areas of research.
10. If a faculty member visits to do research, the Dean of the host institution will arrange for the appropriate title and status for the visitors. Should there be immigration and visa requirements, the Dean of the host institution will assist and will issue required letters and documents to the appropriate authorities.
11. Short-time visitors are normally given research space (not necessarily a private office) as well as library access and access to other facilities including computer network use. All cost for visitors (e.g. transportation, salary, food, and lodging) normally will be covered by each visitor's home institution. In exceptional cases, the host institution might offer financial assistance.

(C) General regulation and terms

12. So as to maintain this agreement smoothly, each institution will provide a coordinator who is designated by each Dean.
13. The three Deans will support the coordinators to the extent practicable.
14. Both institutions are willing to seek funding to support this agreement.
15. This agreement is valid for a period of five years from the date of signing.

Thereafter, it can be renewed if both institutions agree to renewal. Prior to the renewal, both institutions will discuss revising the contents of a new version of the agreement.

16. This agreement is revisable and can be terminated earlier if both institutions agree. If either institution needs to terminate this agreement earlier than the five years, the institution wishing to terminate must give the other institution one-year notice.

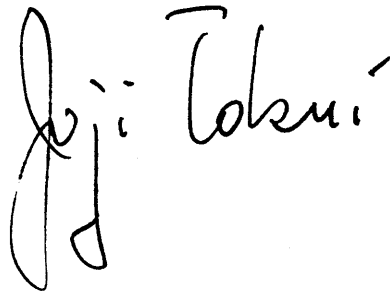
17. This agreement is written in English and Japanese and both versions are valid.

Date: *Oct. 3, 2013*

Faculty of Economics
(Department of Economics +
Department of Law & Econo-Social
Administration)
The Graduate School of Industrial and
Social Studies,
Shinshu University, Japan

William S. Richardson School of Law
University of Hawai'i at Mānoa, USA

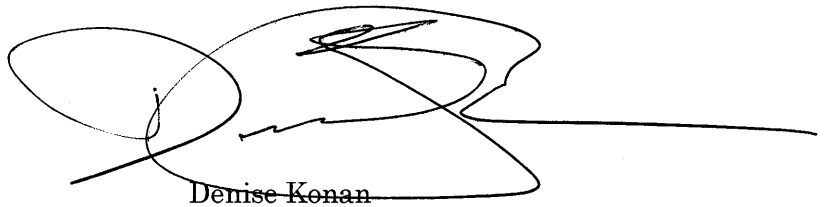
Joji Tokui
Dean



Aviam Soifer
Dean



College of Social Sciences
Public Administration Program
University of Hawai'i at Mānoa,
USA

A handwritten signature in black ink, consisting of several overlapping loops and a long horizontal stroke extending to the right.

Denise Konan

Dean